第３次

日向市地域福祉計画（案）

〔2018 年度～2022 年度〕

平成 30 年 3 月

日　向　市

≪第３次 日向市地域福祉計画≫

目　　次

【 第１部　総 論 】

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

１，地域福祉計画の概要と策定の意義
（１）地域福祉とは …… 2
（２）地域福祉計画策定の背景と趣旨 …… 2
（３）地域福祉計画の位置付け（法的根拠） …… 3
（４）地域福祉計画に盛り込む事項 …… 3
２．地域福祉計画策定の経緯と基本構想との関係
（１）本市地域福祉計画策定の経緯 …… 5
（２）基本構想等との関係 …… 6
３．地域福祉計画の策定体制
（１）地域福祉計画策定に伴う組織・会議 …… 8
（２）地域福祉計画策定体制図 …… 8
４．地域福祉計画と関連する主な計画の期間 …… 9

第２章　日向市の地域福祉を取り巻く状況

１．日向市の概況 …… １０
２．本市の地域福祉を取り巻く現状
（１）統計資料から見た現状 …… １１
（２）高齢者の状況 …… １３
（３）障がいのある人の状況 …… １５
（４）子ども・子育ての状況 …… １６
（５）支援が必要な人の状況 …… １７
（６）地域活動などの状況 …… １９
（７）本市の主な地域活動の状況 …… ２０

第３章　第３次地域福祉計画の基本的な考え方

１．第３次地域福祉計画の目指す方向性
（１）基本理念 …… ２３
（２）基本目標 …… ２４
（３）地域福祉推進の基本的な視点 …… ２５
２．地域福祉計画の評価と見直し
（１）「第２次計画」の評価…… ２８
（２）「ＰＤＣＡサイクル」による評価・見直し …… ２９
（３）地域福祉推進委員会 …… ２９

【 第2部　各 論 】

第４章　第３次地域福祉計画の基本施策と展開

基本理念「だれもが　自分らしく　安心して暮らせる
地域共生社会の実現を目指して」…… ３１

施策体系図 …… ３２

施策の展開

■基本目標１：地域福祉を推進する基盤（意識・環境）づくり

○施策推進目標（1）『まず「我が事」の理解からはじめよう　市民主体のまちづくり』

① 家庭・地域の「絆」から…… ３４
② 進めよう健康づくり…… ３６
③ みんなで守ろう生活ルール…… ３８
④ ボランティア活動への参加と推進…… ３９
⑤ 地域福祉の担い手になろう…… ４１
⑥ 社会や企業の「共生力」を育てよう…… ４４

○施策推進目標（2）『生活しやすい快適な環境を整えよう』

① ユニバーサルデザインの推進…… ４７
② 住みよい生活環境の整備…… ４９
③ 子どもを心豊かに育てる環境の整備…… ５１
④ 災害時に備えた支援体制の充実 …… ５５

■基本目標２：助け合い　支え合い　いつまでも安全・安心のまちづくり

○施策推進目標（1）『進めよう理解と共生・協働で、安全・安心のまちづくり』

① 共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進…… ５８
② ヘルシースタート事業の推進…… ６０
③ 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり…… ６２
④ 虐待・暴力（DV）防止、犯罪・再犯防止と社会復帰の支援…… ６４
⑤ 権利擁護の推進（成年後見制度の充実）…… ６７
⑥ 生活困窮者等（家庭）への支援 …… ６９

○施策推進目標（2）『助け合いと支え合いの組織と人材育成』

① 地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり…… ７２
② 専門的人材の育成・確保 …… ７４

■基本目標３：福祉サービスを生かして広げて健康でいきいき暮らせるまちづくり

○施策推進目標（1）『広げよう連携交流、構築しようネットワーク』

① 地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ…… ７７
② 包括的相談支援体制の構築…… ８０

○施策推進目標（2）『包括的な福祉サービスの提供・利用促進で「丸ごと」支援の推進』

① 包括的支援体制の整備、充実…… ８３
② 障がいのある子どもへの支援の充実…… ８５
③ 既存制度の理解と活用、見直し…… ８７

④ 制度谷間をつくらない各種サービスの創設、充実 …… 89
⑤ みんなで守る地域医療…… 91
⑥ ふれあい交流の場の拡大…… 92
⑦ 就労相談の充実で雇用創出・雇用促進…… 93

第１部　総　論

【第１部　総 論】

第１章　「地域福祉計画」の策定にあたって

１．地域福祉計画の概要と策定の意義

（１）地域福祉とは

「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことを言います。

「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「課題を抱えた人に対する支援」というイメージをもっている人が多いのではないでしょうか。

しかし、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になるときがあります。しかも、最近では、その「困りごと」や「心配ごと」は、ライフスタイルなどの変化の影響を受けて、複雑多様化しており、自分や家族だけでは解決できず、また、行政や民間のサービスだけでは対応しきれないという状況が生まれています。

このような状況の中、私たちが住んでいる地域が「幸福（しあわせ）な地域」になるためには、地域と人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが大切です。

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して自立した生活を送ることができるよう援助・支援すること、また、それが同時に可能となるように、地域の人たちをはじめ、ボランティアなど全ての人が地域の一員として、行政や医療・保健・福祉などの専門機関と力を合わせ生活の基盤となる「地域社会」そのものをより良くしていくこと、そのためにお互いに「つながり」「助け合い」「支え合う」ことが「地域福祉」なのです。地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべてのものが協働して、支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」の仕組みづくりが求められています。

（２）地域福祉計画策定の背景と趣旨

近年、我が国においては、地域における人々の生活環境は大きく変化してきています。その背景には、少子高齢化や核家族化の進行する中、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えたことや、人々のライフスタイルが多様化し、地域や家族のつながり、住民同士のふれあい、助け合い、支え合いの気持ちの希薄化など地域における人間関係が大きく変化してきており、また、雇用環境の変化などの多様な要因により社会経済情勢が大きく変化してきていることが挙げられます。

こうした背景により、福祉の課題も複雑多様化しています。高齢者の独り暮らし世帯や高齢者夫婦世帯、子育てに悩む親の孤立、自殺や孤立死、虐待、認知症、ひきこもり、子どもの貧困などの新たな福祉課題や、それらが複合的に絡み合った課題など、従来の福祉サービスだけでは課題の発見や解決が困難な多様な生活課題に直面している人々が増えています。

こうした人々を地域のつながりの中で発見し、複雑多様化した生活課題の解決、福祉ニーズに応えるために、地域のつながりを再構築し、子どもから高齢者まで、「性別や年齢」、「障がいの有無」にかかわらず、すべての人々が、人としてお互いを尊重し、住みなれた地域で助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

そのため、国においては、平成 12 年に社会福祉法を改正し、これからの「地域福祉」は、特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであることを示すとともに、市町村における「地域福祉の推進」を基本理念とした「地域福祉計画」の策定について規定しました。

このような中、「災害対策基本法」の改正、「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護

保険制度の大幅な改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化してきています。

さらに、平成28年7月には、厚生労働省に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

平成29年2月には、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会」という、新たな地域福祉の概念について、当面の改革工程が公表されました。

この改革工程に則した形で、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」において社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正が行われ、「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や福祉関係者が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、(3)行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されるとともに、地域住民や支援機関による相互の協力によって、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備をしていくこと及び市町村の地域福祉計画の策定が努力義務とされました。また、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、高齢者、障害者、児童等の分野を超えた横断的な計画として取り組むべきことなどが新たに規定されました。（施行日は平成30年4月1日）

これらの背景を踏まえて、本市の地域福祉を推進するための指針として、「第３次日向市地域福祉計画」を策定するものです。

（3）地域福祉計画の位置付け（法的根拠）

本計画は、社会福祉法 第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、それぞれの自治体において定める基本構想に即した「地域福祉計画」として位置付けられるものです。

（4）地域福祉計画に盛り込む事項

「地域福祉計画」において定める事項については、社会福祉法第１０７条第１項各号に規定されおり、平成14年には「地域福祉計画策定ガイドライン」が示され、その後も各種通知が発出されていますが、今回の改正において同条が改正された（施行は平成30年4月1日）ことに伴い、平成29年12月12日付け厚生労働省３局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において新たな「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」が示されました。

社会福祉法　　※下線部分は平成30年4月1日施行

（市町村地域福祉計画）

第１０７条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（１） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（２） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（３） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（４） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（５） 前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に,その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

中でも、今回新たに追加された法第１０７条第１項第１号に関しては、策定ガイドラインにおいて取り組むべき事項の例として以下の通り示されており、施行日は平成 30 年 4 月 1 日からではありますが、今回の第３次計画においても可能な限りその内容を盛り込むこととします。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について
（平成 29 年 12 月 12 日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン　　抜粋
１　市町村地域福祉計画
（1）　市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。
なお、支援のあり方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく位、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方
エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ　地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス　地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ　地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ　地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ　全庁的な体制整備

２．地域福祉計画策定の経緯と基本構想との関係

（１）本市地域福祉計画策定の経緯

本市においても、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年問題への対応や人口減少の克服に向けた地域創生の取り組み等を積極的に推進していくにあたり、地域住民の力を十分に引き出せるような環境づくりに努めていくとともに、地域住民、行政、社会福祉関係団体、事業者等が、自助・互助・共助・公助 を意識しながら主体的にまちづくりに参加することで、地域の複雑・多様化した課題解決に必要な仕組みづくりの推進を図るために「地域福祉計画」の策定に取り組んできました。

第１次日向市地域福祉計画の策定と取り組み（平成２０～２４年度）

本市では、平成 14 年 3 月に「日向市地域福祉計画策定委員会設置要綱」を定め、平成 15 年 2 月から策定委員会が中心となり、福祉ニーズや課題などを把握するため、市内 9 地区での地区懇談会や各種団体などとの意見交換会を実施し、平成 20 年 3 月に「だれもが安心して暮らせるまちを目指して」を基本理念として、「第 1 次計画」を策定しました。

この第 1 次計画に基づいて、乳幼児における相談窓口の一元化を図るなど、ワンストップサービスに近づける取り組みを進めてきました。さらに、地域包括支援センターを６箇所に拡充し、高齢者の相談体制の充実を図ってきました。

また、民生委員・児童委員や東郷地域における福祉推進員による高齢者への見守り活動や、まちづくり協議会（細島・平岩・塩見・東郷）における健康や福祉部会での高齢者などの見守り、子育て支援の取り組みなど、支え合いの取り組みも行われてきました。

第 1 次計画の基本的事項

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ○地域における福祉サービスの目標の提示
- ○目標達成のための戦略
- ○利用者の権利擁護

2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ○社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公民協働の実現
- ○福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ○地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等の社会福祉活動の支援
- ○住民等による問題関心の共有化への動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

第２次日向市地域福祉計画の策定と取り組み（平成２５～２９年度）

「第 1 次日向市地域福祉計画」の検証のもと、今後、ますます進行する少子高齢化や福祉ニーズの多様化への対応、大規模災害に対応する防災や避難体制の確立に向けて、個人、団体はもとより、地域社会が一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するための指針として、「第 2 次日向市地域福祉計画」を平成 25 年 3 月に策定しました。

この第 2 次計画では、「だれもが安心して暮らせるまちを目指して」を基本理念として、「自立と参加で優しいまちづくり」「助け合い・支え合いの温かいまちづくり」「安全・安心のまちづくり」「サービス制度を生かすまちづくり」を基本目標に掲げ、「自助・共助（互助）・公助」の視点で地域福祉の推進に取り組んできました。

第２次計画追加事項

○「災害時要援護者の把握・情報共有・支援に関する事項」
○「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告～これからの福祉施策における地域福祉の位置づけ・・・・地域の新たな支え合い「共助」の重要性の再認識

第３次日向市地域福祉計画の策定と取り組み（平成３０～３４年度）

「第 2 次日向市地域福祉計画」では、「だれもが安心して暮らせるまちを目指して」を基本理念に、地域福祉の充実を図るため、市民との協同の視点に立って、健康や福祉、高齢者などの見守り、子育て支援の取り組みなど、地域の支え合いの再構築に取り組んできましたが、必ずしも十分とは言えません。

本市が『第２次日向市総合計画』に掲げる『市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち』を実現するためには、様々な生活課題を地域全体で取り組む体制の構築、地域福祉の担い手の育成及び支援を必要とする人の相談体制の充実などに力を入れた「共生のまちづくり」を進める必要があります。

そこで、「第３次日向市地域福祉計画」では、第２次計画までの課題への対応のほかに、平成 30 年４月１日から施行される「改正社会福祉法」において地域福祉計画に盛り込むこととされた「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」をはじめ、生活困窮者対策や子どもの貧困、障がいのある人対する合理的配慮、地域包括ケアシステムの構築から深化・推進、子育て支援にかかるヘルシースタート事業などを加えるとともに、地域での見守りや支え合い、共に生きる活動を活性化させ、「地域共生社会の実現」を目指す取り組みを重点に策定することが求められています。

今回、第２次計画の進行状況の検証、見直しを行い、策定後の地域福祉を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえ、平成 30 年４月から５年間の地域福祉計画の策定を行うものです。

第３次計画追加事項　生活課題等

○「生活困窮者自立支援方策」に関する事項
○「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」関する事項
○ 地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に関する事項
○ 障害者差別解消法、手話言語条例の推進に関する事項
○ 「子ども・子育て新支援制度」に関する事項、ヘルシースタート事業　等

（２）基本構想等との関係

【第２次日向市総合計画との関係】

本計画は、本市の基本構想である『第２次日向市総合計画』～元気な日向　未来づくりプラン 2017～に掲げる「健康福祉分野」の『市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち』を実現する施策を推進するための福祉の基本計画という性格を持っています。

【分野別計画・関連計画との関係】

本計画は、地域福祉を推進する観点から高齢者や障がいのある人、子ども・子育てに関する分野別の福祉３計画やその他の行政計画を内包した総合的な計画として、これらの計画とのすき間を埋め、補完する役目も担っており、『人権尊重』、『市民との協働』、『地域力の活用』、『自助・互助・共助・公助』という理念をもとに策定します。

【地域福祉活動計画との関係】

社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、地域という視点から〝互助・共助〟の部分を重視して策定するもので、本計画とは緊密な連携が必要であり、いわば〝車の両輪〟と言えるものです。

第２次日向市総合計画　〔平成２９～３６年度〕

～元気な日向　未来づくりプラン 2017～

■「健康福祉分野」の施策
基本目標：『市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち』
① 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
② 健康に暮らせるまちづくり
③ 高齢者の生きがいづくりと支援の充実
④ 障がい福祉の充実
⑤ 地域福祉の充実と生活支援
⑥ 社会保障制度の安定運営

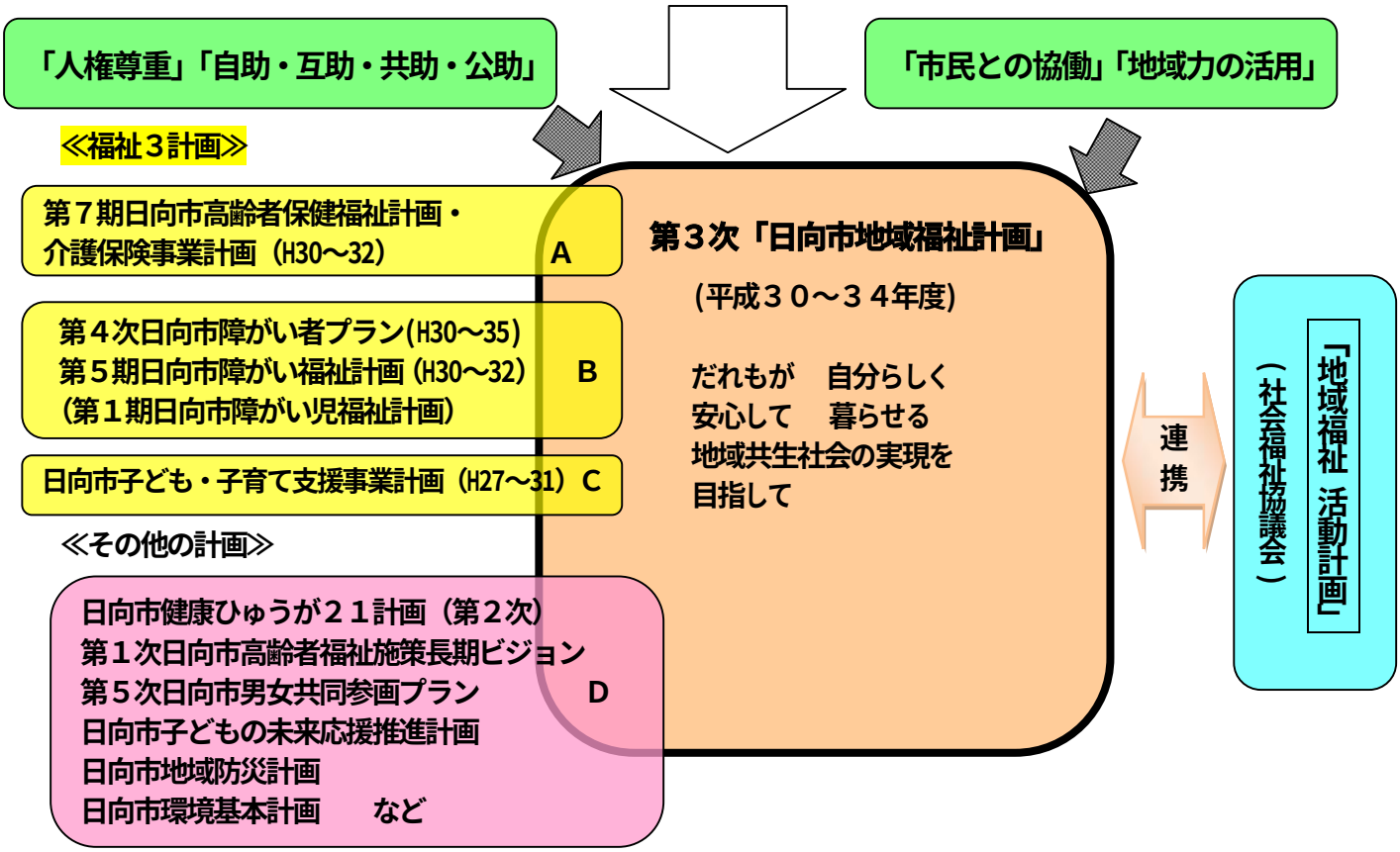

※重なっている『A、B、C、D』の部分は、地域福祉計画が分野別の計画を補完します。

３．地域福祉計画の策定体制

（１）地域福祉計画策定に伴う組織・会議

社会福祉法では、地域福祉計画の策定・実行にあたって、地域住民の意見を反映する措置を講ずるよう求めており、住民参加を取り入れるところに計画の大きな特徴があります。

本計画の策定にあたっては、「日向市地域福祉計画策定委員会設置規定」、「日向市地域福祉計画庁内策定委員会設置要綱」に基づき、次のとおり委員会を設置し策定に取り組みました。

また、地域のニーズを把握するためにアンケート調査や市民や地域の福祉関係団体等を対象に意見交換会（座談会）を行いました。

〇日向市地域福祉計画策定委員会　１５名（市民公募委員２名含む）
　※日向市地域福祉推進委員会委員１５名に兼ねて委嘱
〇日向市地域福祉計画庁内策定委員会　２０名
〇日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会　２９名
〇市民及び市内の福祉関係団体等との意見交換（座談会）、アンケート調査
・日向市民生委員児童委員協議会・日向市区長公民館長連合会・日向市社会福祉施設等連絡会
・日向市母子寡婦福祉連絡協議会・日向市ボランティア連絡協議会・日向市高齢者クラブ連合会
・日向市地域包括支援センター連携強化会議　・日向市在宅介護者の会・日向市認知症家族のつどい
・特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会・東郷町福祉推進委員・日向商工会議所
・日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会　ほか
〇パブリックコメント制度による意見募集

（２）地域福祉計画策定体制図

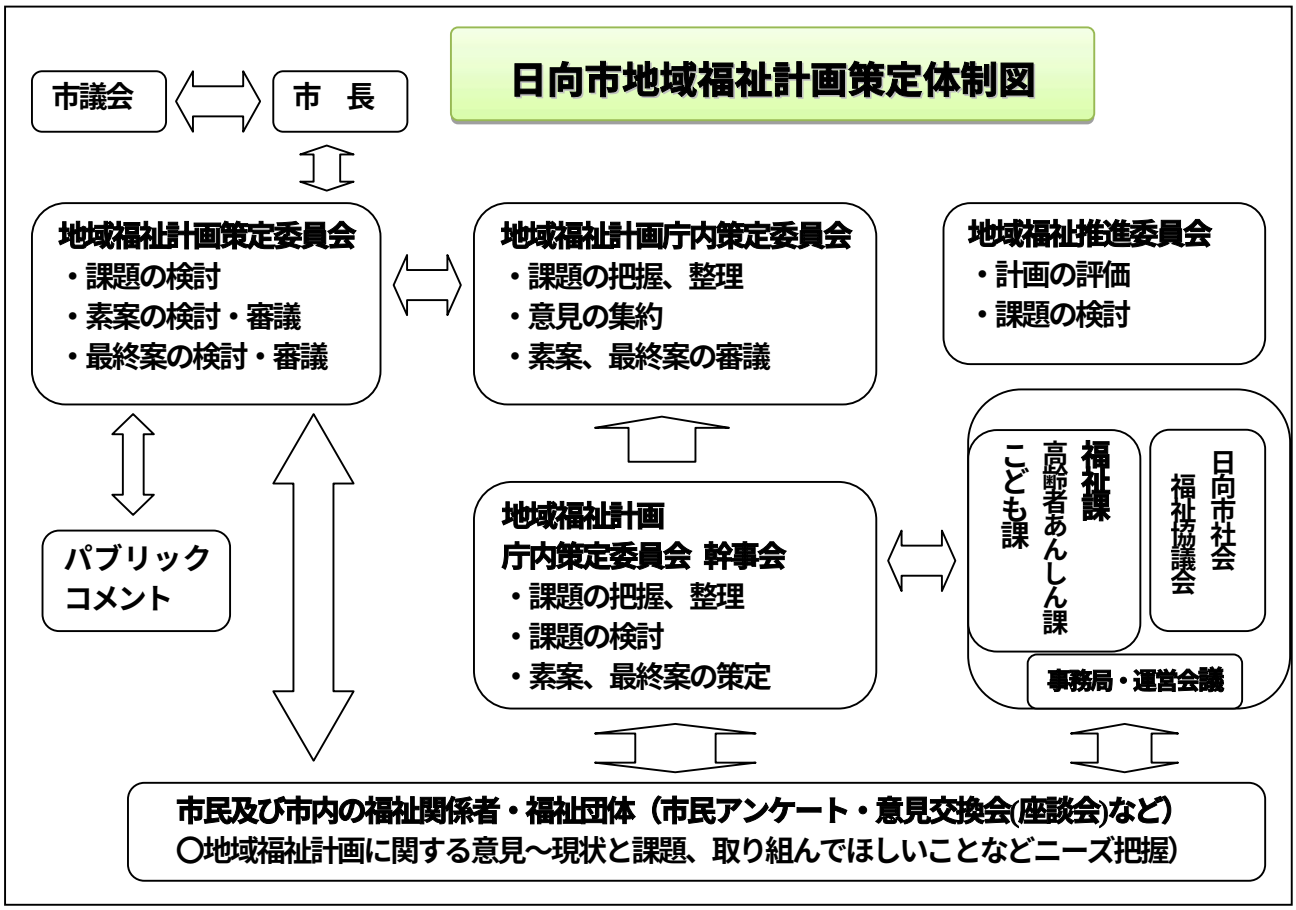

４．地域福祉計画と関連する主な計画の期間

本計画は、平成３０年度から平成３４年度までの「５年間」とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う場合があります。

H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
	第 3 次日向市地域福祉計画（平成 30～34 年度）						
第 2 次日向市総合計画（前期計画）				第 2 次日向市総合計画（後期計画）			
	第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30～32 年度）						
	第 4 次日向市障がい者プラン（平成 30～35 年度）						
	第 5 期日向市障がい福祉計画（第１期日向市障がい児福祉計画）（平成 30～32 年度）						
日向市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）							

〔その他の計画〕

H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
健康ひゅうが 21 計画（第 2 次）（平成 26～35 年度）							
第 1 次日向市高齢者福祉施策長期ビジョン（平成 27～38 年度）							
日向市子どもの未来応援推進計画（平成 29～31 年度）							
第 5 次日向市男女共同参画プラン（平成 29～33 年度）							
日向市地域防災計画（平成 27 年 3 月～随時見直し）							
日向市環境基本計画（平成 27～36 年度）							

第２章　日向市の地域福祉を取り巻く状況

１．日向市の概況

（１）　位置と地勢

本市は、宮崎県の北東部に位置し、東経 131 度 37 分、北緯 32 度 25 分に位置しています。北は、門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が還流しています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道 10 号と国道 327 号との結節点であり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。市域面積は、336.93ｋ㎡、人口は 61,761 人（平成 27 年国勢調査人口）であり、県内では４番目の人口規模となっています。

（２）　沿革

明治 22 年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。明治 31 年に美々津村が美々津町となり、大正 10 年には、富高村が富高町に、昭和 12 年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。そして、昭和 26 年４月１日に富島町と岩脇村が合併し、県内では 6 番目の市として日向市が誕生しました。その後、昭和 30 年１月１日に美々津町、平成 18 年 2 月 25 日には東郷町と合併し、現在の日向市となっています。

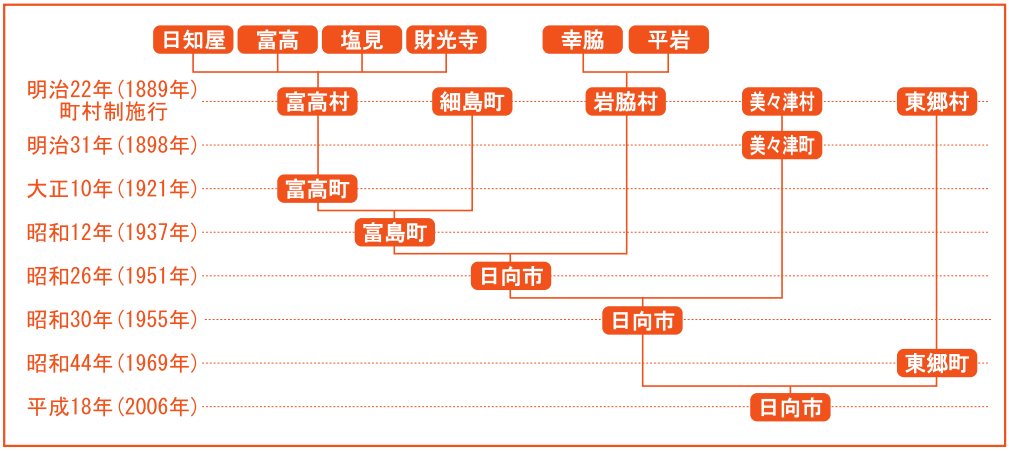

（３）　日向市の特性

本市海岸部は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、白砂青松の海岸とリアス式海岸からなり、柱状節理の断崖絶壁「日向岬馬ヶ背」や全国有数のサーフスポットである「お倉ヶ浜」など、自然のつくり出した芸術ともいえる景観が連続しています。また、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた「美々津の歴史的町並み」、日本唯一の「はまぐり碁石」、日向特産の木酢「へべす」の産地としても有名です。

さらに、豊かな森林と緑に恵まれた東郷地区には歌人「若山牧水」の生誕地があり、坪谷川の畔には「若山牧水生家」等が保存されています。

平成 18 年 12 月にＪＲ日向市駅の鉄道高架が完成、平成 22 年 12 月 4 日の東九州自動車道・日向インターチェンジの開通、平成 28 年 4 月 24 日の東九州自動車道の北九州・宮崎間の全線開通などに伴い、県北の中核都市として、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担う「港湾工業都市」としてのさらなる発展が期待されています。

２．本市の地域福祉を取り巻く現状

（1）統計資料から見た現状

①人口・世帯数の推移

平成 29 年 4 月 1 日の本市の人口は、62,420 人で減少傾向が続いています。世帯数は 28,721 世帯となっており微増傾向にあります。１世帯当たり人員は、2.17 人で減少傾向にあり、世帯の少人数化が進んでいます。

■人口と世帯数、1世帯あたり人員の推移　　（各年 4 月 1 日現在）

資料：総合政策課　現住人口等調査票「住民基本台帳人口」

②人口ピラミッド

本市と全国の人口ピラミッドを比較したものです。高校卒業後から 40 歳代の年齢が市外に流出し、全国に比較して著しく少ない状況となっています。

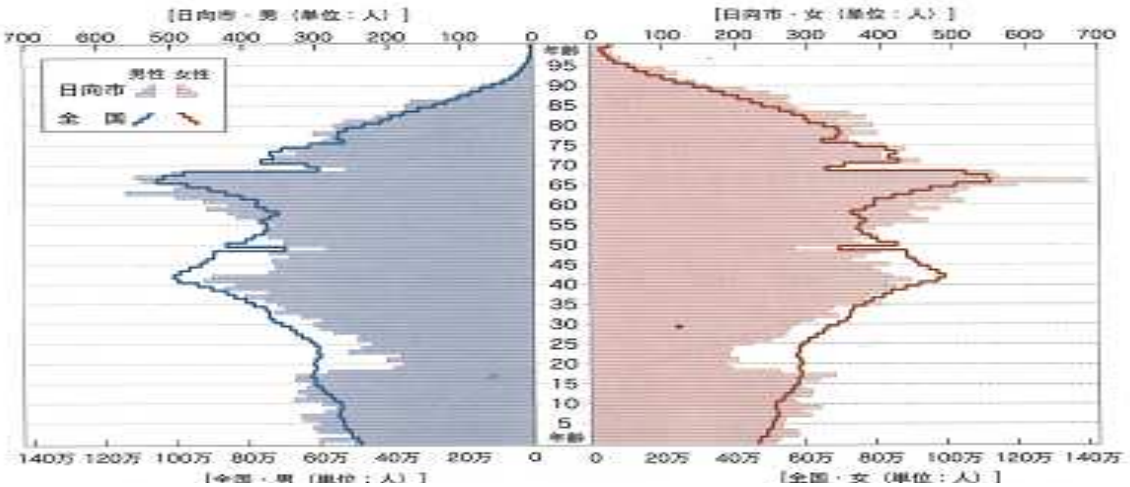

資料：「第 2 次総合計画」（平成 27 年国勢調査より作成）から転載

③人口 3 区分の推移

年齢 3 区分別人口の推移は、「年少人口（0～14 歳）」と「生産年齢人口（15～64 歳）」の人口、割合は減少し、「高齢者人口（65 歳以上）」の人口、割合が増加しており、少子高齢化、高齢社会の進行がうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移　　（各年 4 月 1 日現在）

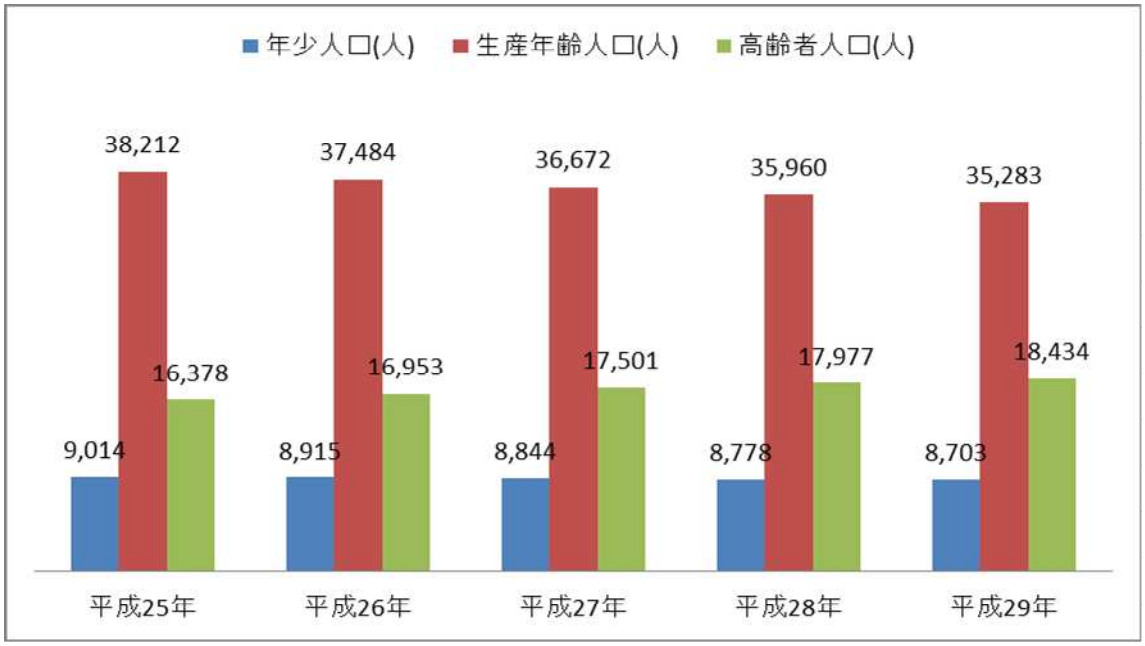

資料：現住人口等調査票「住民基本台帳人口」

■年齢3区分別人口比の推移　　（各年 4 月 1 日現在）

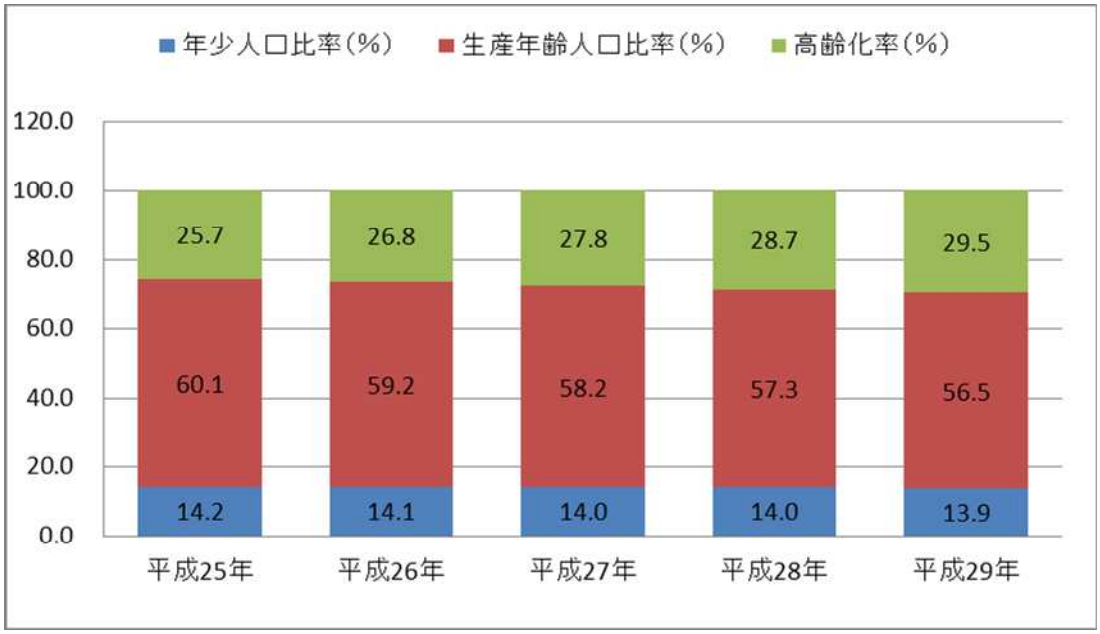

資料：現住人口等調査票「住民基本台帳人口」

④人口動態の推移

本市の人口動態は、転出数が転入数を上回る社会減少、死亡数が出生数を上回る自然減少が続いており、人口の減少傾向が続いています。

■人口動態（転入･転出　出生･死亡）の推移

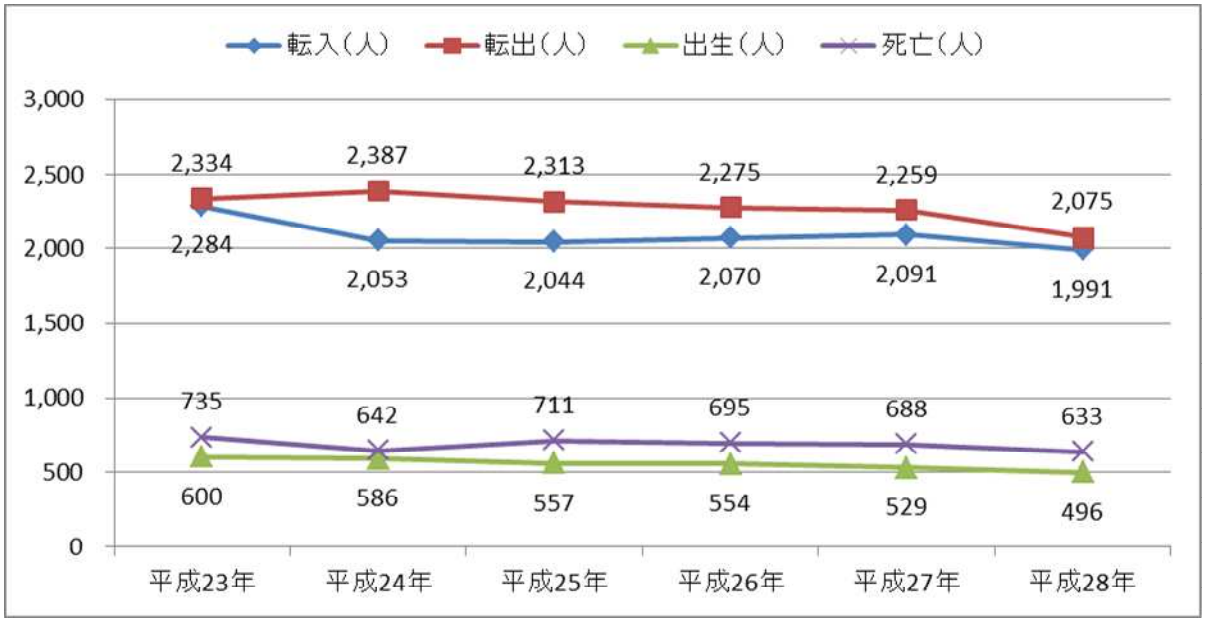

資料：現住人口等調査票（10 月～9 月の 1 年間の人口動態の動き）

(2) 高齢者の状況

①高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯は、平成 28 年 11 月 1 日現在、5,907 世帯で、平成 24 年 10 月の調査よりも 1,266 世帯増加しています。そのうち、一人暮らしの高齢者世帯は、この５年間で 688 世帯増加しています。

■高齢者のいる世帯の推移　　〔各年 10 月 1 日現在･平成 28 年は 11 月 1 日現在〕

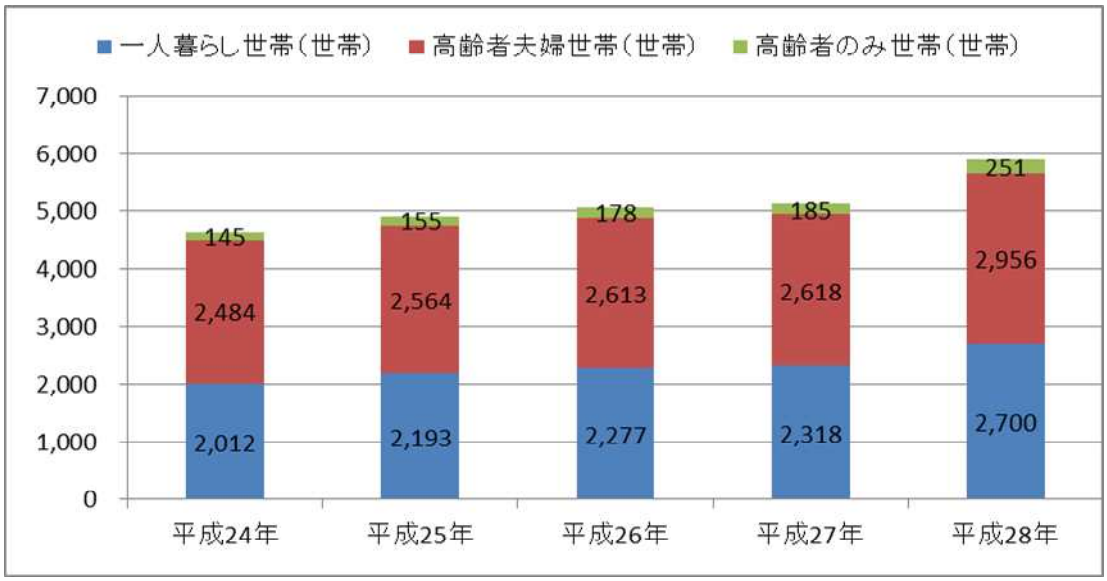

資料：高齢者あんしん課（民生委員・児童委員調査）

②介護保険と要介護認定者の状況

高齢化の進行に伴い、介護保険の被保険者数は年々増加傾向にあります。

そのうち、平成 27 年度末の要介護認定者数は 2,865 人で、平成 12 年度の介護保険制度開始以来、増加傾向が続いていましたが、介護保険法の改正による平成２８年３月からの総合事業への移行等により、平成 28 年度末は要支援者数が減少し、2,660 人となっています。ただし要介護 1～5 の認定者は増加しています。

■介護保険の被保険者と要介護認定者の推移（各年度末の数値）

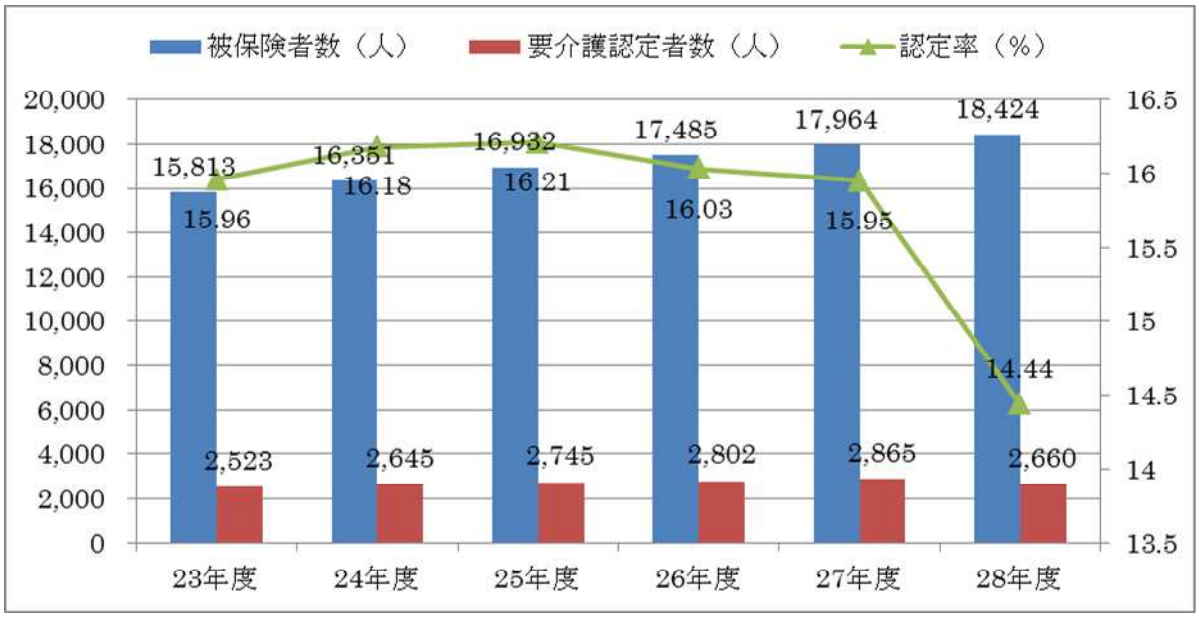

資料：高齢者あんしん課

■要介護認定者数の推移（各年度末現在）

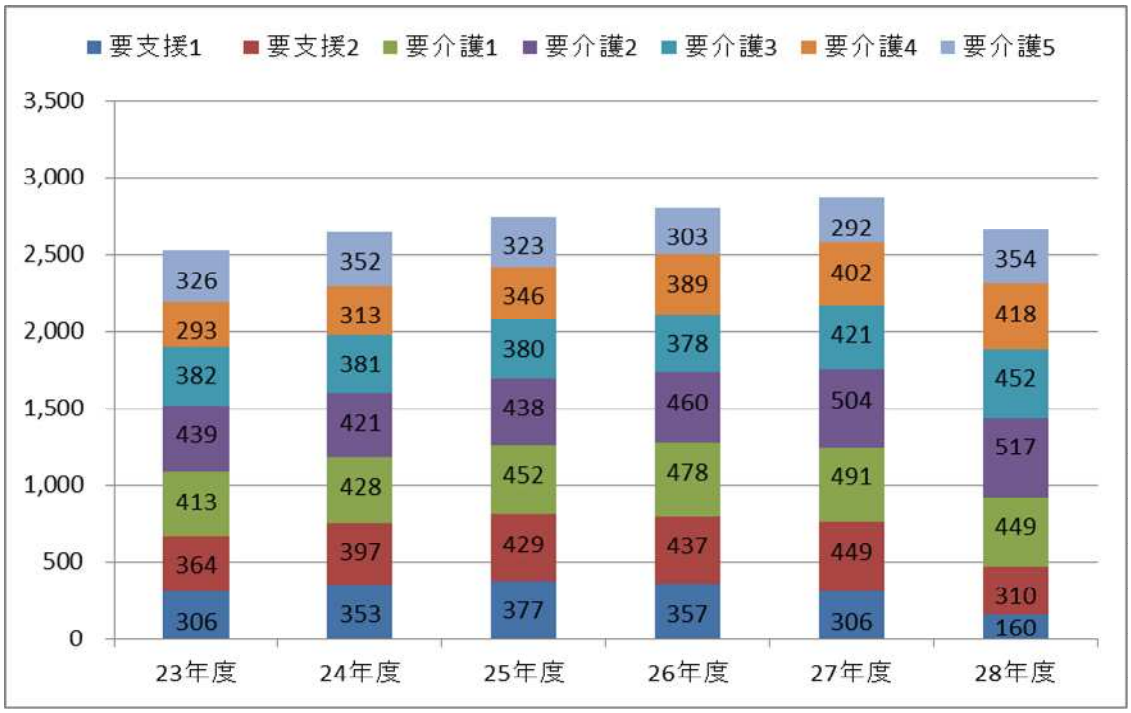

資料：高齢者あんしん課

(3) 障がいのある人の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の障害者手帳所持者数は４，８３３人で、５年前よりも１９５人増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳の所持者が５年間で１０８人増加しています。

身体障害者手帳の障害種別所持者は、肢体不自由 1,735 人（全体の 49%）、内部障害が 1,322 人（全体の 37%）、聴覚・平衡機能障害 262 人（全体の 7%）、視覚障害 210 人（全体の 6%）、音声言語機能障害 40 人（全体の 1%）となっています。

■障害者手帳所持者数の状況　　(各年 4 月 1 日現在)

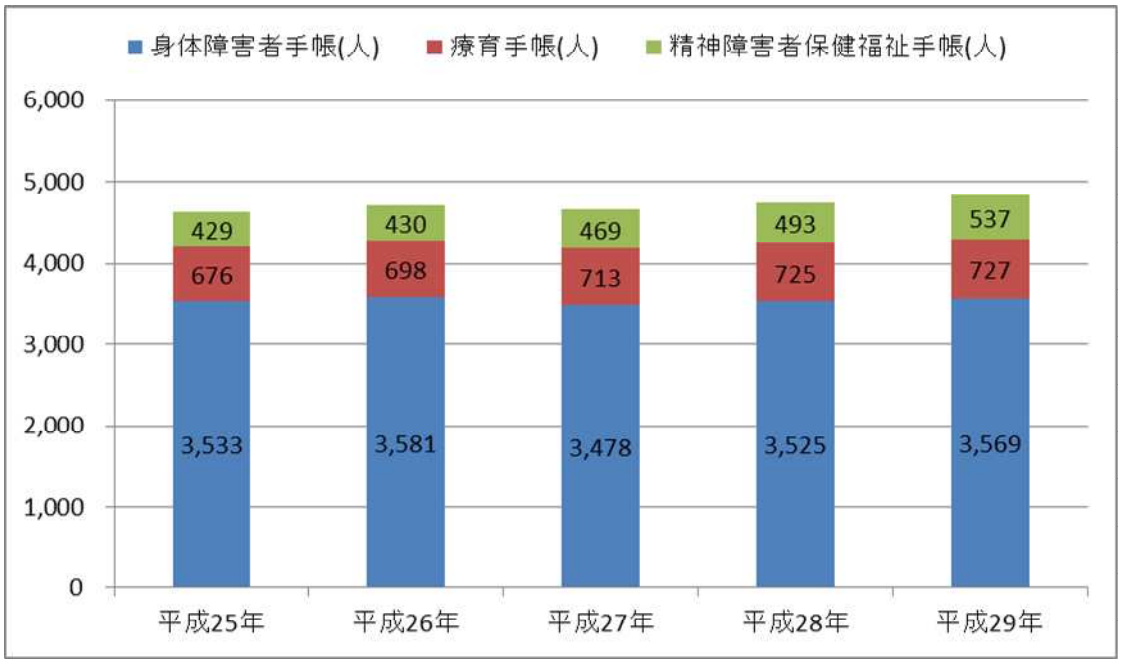

資料：福祉課

■身体障害者手帳･障害種別所持者数の状況　　(平成 29 年 4 月 1 日現在)

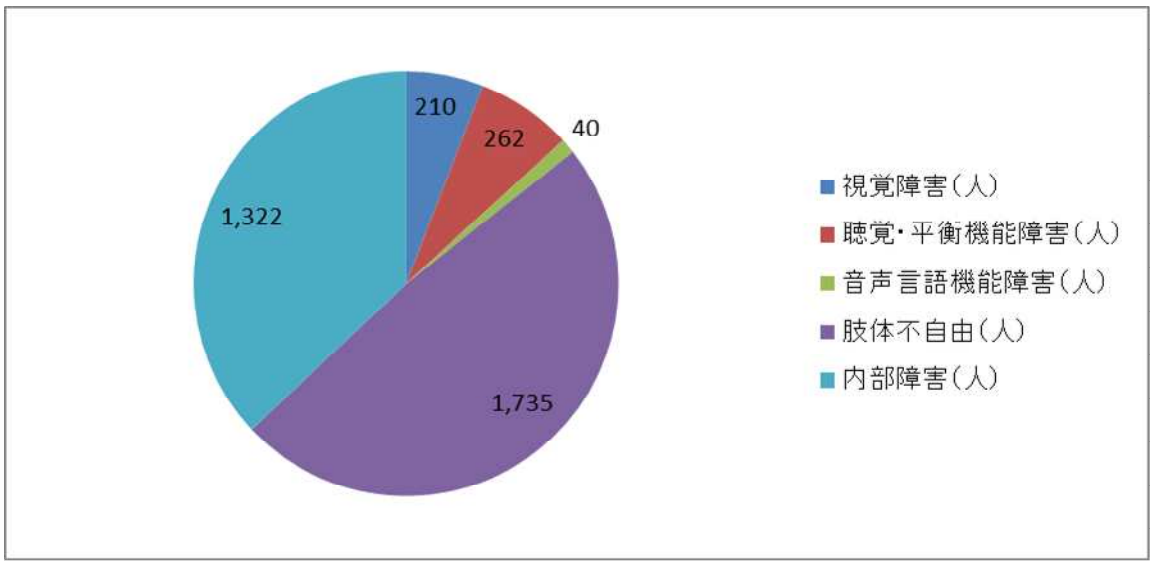

資料：福祉課

(4) 子ども・子育ての状況

本市の子どもの出生数は、平成 18 年から 20 年まで増加していましたが、平成 21 年から減少に転じ、23 年に増加したものの、24 年から減少傾向が続いています。

平成 25 年の合計特殊出生率（女性が一生に産む考えられる子どもの数）は、本市は 1.77 で、宮崎県 1.72（全国第 2 位）、国 1.43 を上回っています。

本市の平成 27 年の離婚率（人口 1,000 人あたりの離婚件数）は、3.97 件で、全国の 1.8 件、宮崎県の 2.1 と比較して極めて高い水準にあります。

児童扶養手当受給者についても 900 人を超える状況が続いており、全世帯の 3.6%を超える割合で推移しています。

■出生数の推移

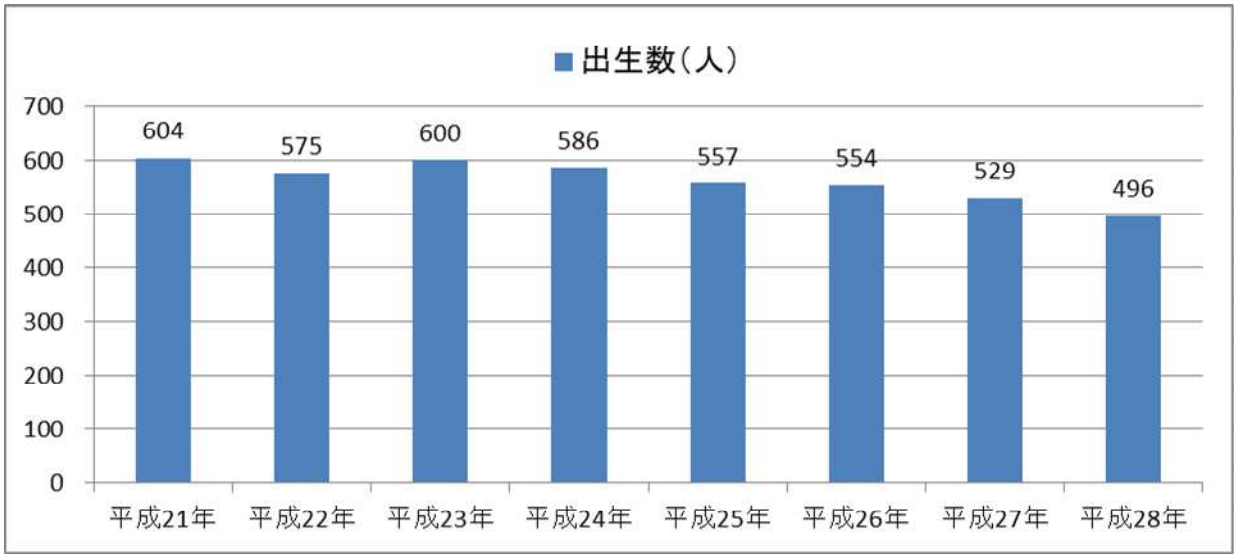

資料：現住人口等調査票（10 月～9 月の現在人口の年間動態の合計）

■児童扶養手当受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

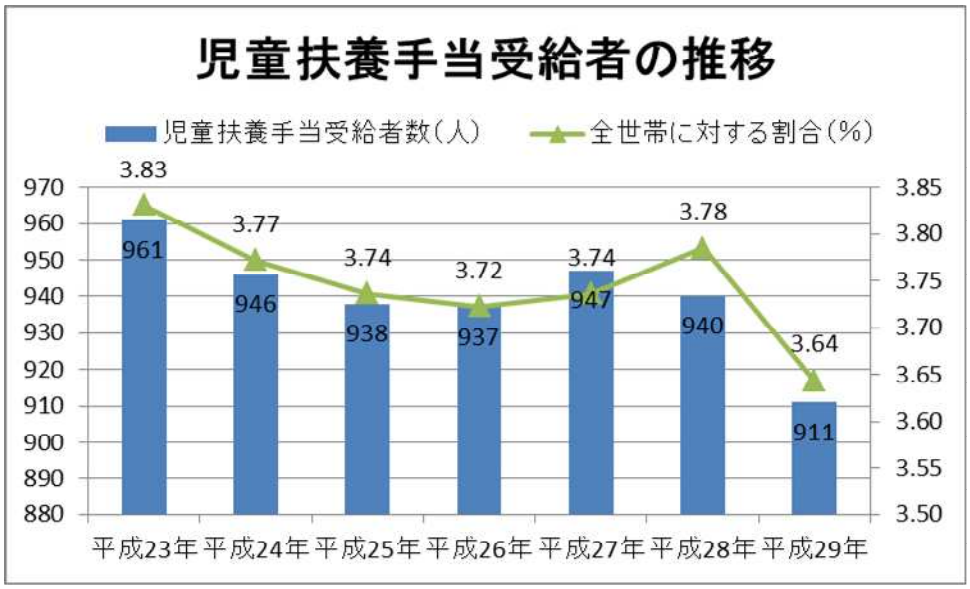

資料：こども課　（「全世帯に対する割合」は現住人口の世帯数に対する割合）

(5) 支援が必要な人の状況

全国的な経済、雇用環境は、平成 20 年９月のリーマンショック以降改善しているものの、本来働くことができる年齢層でありながらも何らかの理由により働いていない状態の稼働年齢層を含め、全国的には生活保護受給者は依然として高い水準にあります。

こうした中、国においては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年 4 月から施行されています。本市においては、平成 26 年からモデル事業に先駆的に取り組むなど、制度の狭間におかれてきた生活困窮者の支援に取り組んでいます。

また、平成 25 年度の国民生活調査によると、6 人に一人の子どもが貧困状態にあることが確認され、平成 26 年 1 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困に対する取り組みが求められるようになりました。本市においても平成 28 年度に「子どもの未来応援推進計画」を策定し、子どもの貧困の解消に向けての取り組みを進めています。

①生活保護受給世帯の状況

平成 28 年度の生活保護の状況（平均値）を見ると、生活保護世帯数は 740 世帯、生活保護人数は 917 人となっています。

本市では平成 23 年２月の保護率 17.11‰をピークに、生活保護率、生活保護人員は減少傾向にありますが、高齢者一人暮らし世帯の増加に伴い世帯数は横ばい状況にあります。

■生活保護世帯数及び保護率の推移　　(各年度数値は平均値)

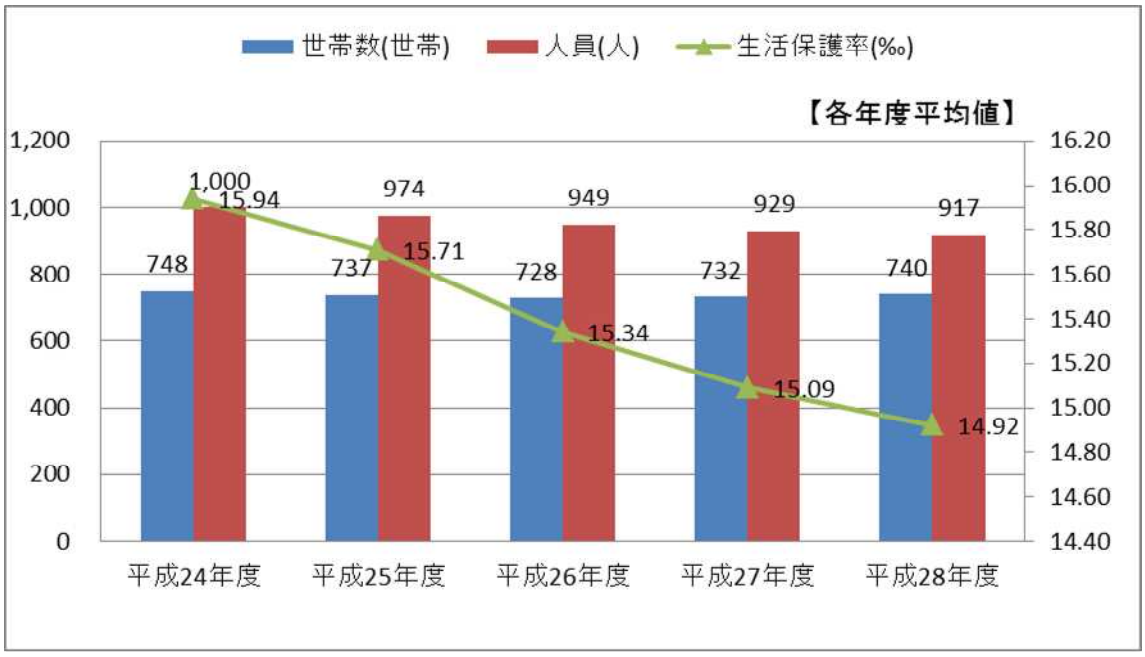

※‰(パーミル)とは、住民 1,000 人あたりの保護受給者数の割合　　資料：福祉課

②就学援助の受給者の状況

平成 28 年度末の本市における就学援助の受給者数は、小学校 463 人、中学校 320 人、合計 783 人、認定率は、小学校 13.0%、中学校 18.2%、合計 14.8%となっており、平成 27 年度をピークに比較的高い状況が続いています。

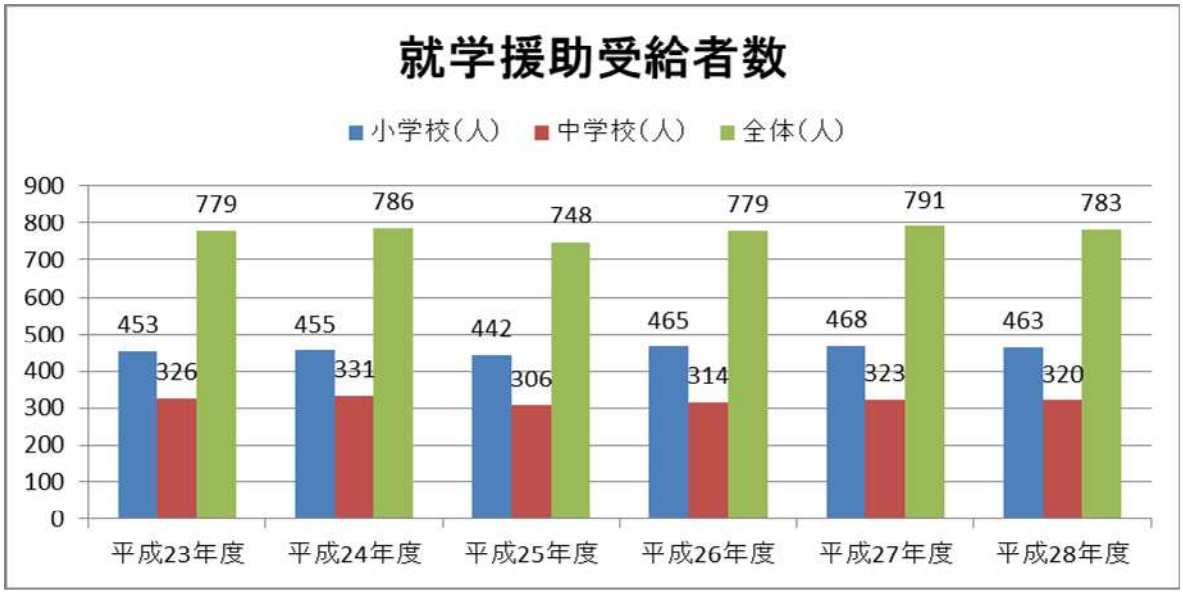

資料：学校教育課

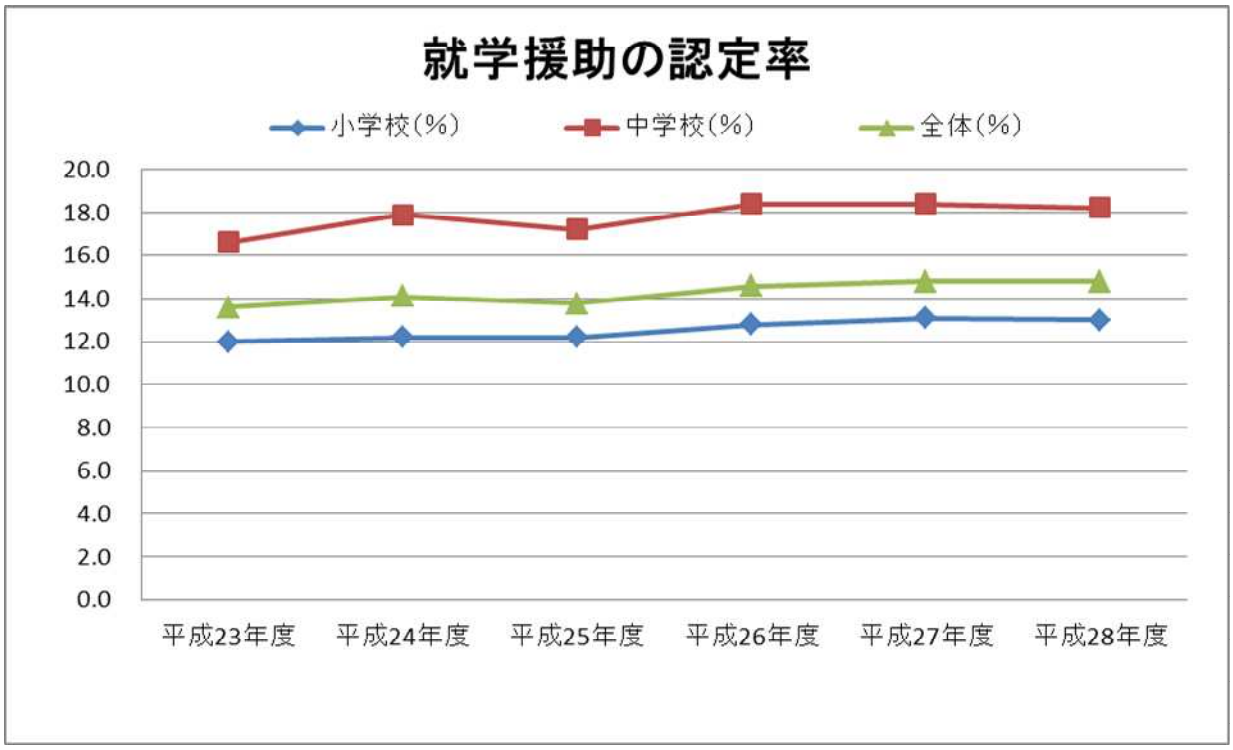

資料：学校教育課

③有効求人倍率の推移

日向職業安定所管内の有効求人倍率は、平成 21 年度の 0.30 倍を最低に回復・上昇傾向にあります。平成 29 年度は 4 月末日現在 1.08 倍、9 月末日現在では 1.12 倍まで上昇してきていますが、全国、九州・沖縄、宮崎県の数値と比較すると比較的低い状況が続いています。

■全国・宮崎県・日向市の有効求人倍率の推移

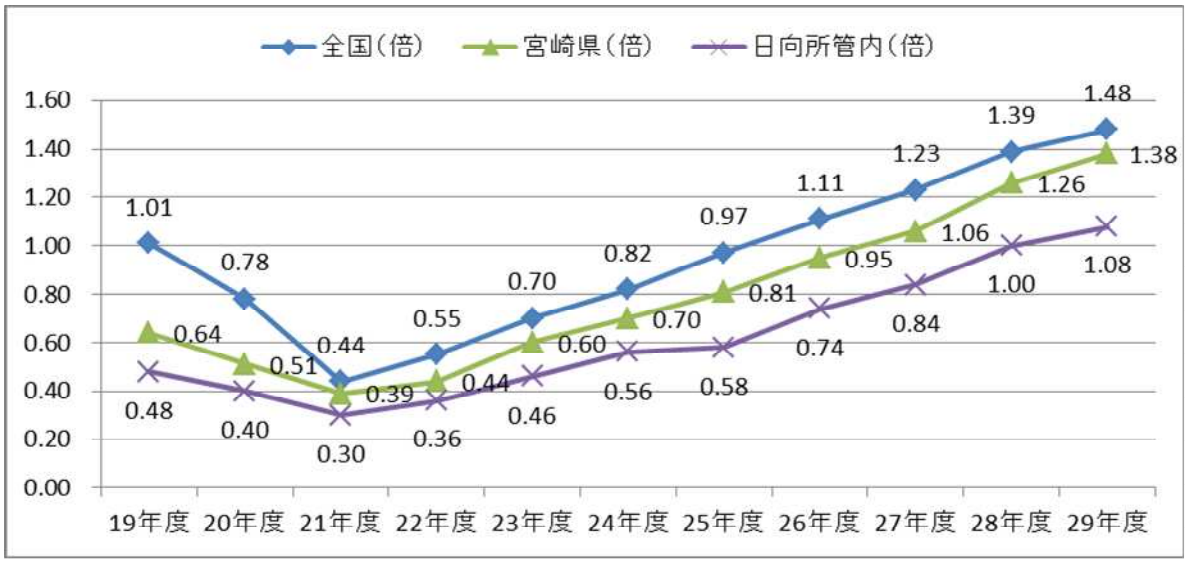

資料：日向職業安定所（各年度平均の有効求人倍率、29 年度は平成 29 年 4 月末現在）

（6）地域活動などの状況

自治会（区）加入世帯は、平成 29 年４月１日現在、25,004 世帯中 17,043 世帯が加入しており 68.2%の加入率となっています。（平成 24 年４月１日現在・加入率 69.8%）

平成２9 年４月時点では、日向市社会福祉協議会のボランティアセンター43 団体（24 年 4 月 36 団体）、市民活動支援センター58 団体（24 年 4 月 37 団体）、男女共同参画推進ルーム「さんぴあ」59 団体（24 年 4 月 35 団体）が登録して地域活動やボランティア活動を行っており、平成２４年４月時点より活動団体が増加しています。その他、市民協働のまちづくり事業の一環として、細島・平岩・塩見・東郷の 4 つのまちづくり協議会が活動しています。

主な「地域活動団体の状況」と「地域活動を支援する事業」の現状は別紙のとおりです。

■区加入率の推移（各年 4 月 1 日現在）

資料：地域コミュニティ課（世帯数～現住人口、加入世帯～各区調査）

（７）本市の主な地域活動の状況

◎本市における主な地域活動の状況は次のとおりです。

◆自治会・町内会・まちづくり協議会

97 地区の単位自治会が活動。加入率は、平成 24 年度 69.8%、平成 29 年度は 68.2%とわずかに減少しています。（4 月 1 日現在）

塩見・平岩・細島・東郷の 4 地区でまちづくり協議会が組織され地域活動が推進されています。

◆高齢者クラブ（平成 29 年度）

各地域の 42 団体 1,535 人が高齢者クラブ連合会に加入し、生きがい・健康増進、仲間づくり、地域社会との交流、レクリェーションなどの活動を推進しています。

◆自主防災組織

対象となる市内 91 自治会のうち 88 地区に自主防災組織が結成され、各地域での自主防災活動を推進しています。防災組織率 96.7%となっています。（平成 29 年度）

◆消防団

10 分団・44 部の組織に団員数 945 人（男性 925 人・女性 20 人）が所属し、地域で活動しています。（平成 29 年 8 月 1 日現在）

◆青少年指導員　（平成２９年６月現在）

青少年育成センターでは、青少年相談室の相談員による児童生徒・保護者からの相談、各区公民館から推薦された８５名の青少年指導員で組織する青少年連絡協議会を中心に青少年の健全育成活動を推進しています。

◆幼年・少年消防クラブ、女性防火クラブ

市内の 5 つの保育園に幼年消防クラブ（141 人）があり、毎年 1 月の消防出初式に鼓笛隊が輪番で出演しています。堀一方区に婦人防火クラブ（35 人）があり、消防出初式への参加や地区での炊き出し訓練等を行っています。日知屋東小の少年消防クラブは、現在活動休止中。（平成 28 年度）

◆民生委員児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された 137 名(うち 12 名は主任児童委員) が非常勤の国家公務員として活動しています。（平成 29 年 12 月現在）

平成 28 年度の相談訪問件数 3,991 件、訪問連絡活動 17,674 件等の活動実績となっています。

◆ボランティア団体

日向市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターの登録団体は、43 団体 3,088 人（重複登録含む）、で、地域でボランティア活動を推進しています。

（平成 29 年 8 月現在）

◆市民公益活動団体（平成 29 年度）

営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を自発的に行う団体です。

市民活動支援センター登録団体数は 58 団体、男女共同参画社会づくり参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」登録団体は 59 団体。

◆赤十字奉仕団

奉仕団員 95 名が災害時に備えて、災害時の炊き出し支援や募金活動、自治会や学校等での心肺蘇生法・ＡＥＤ・事故時の応急手当方法等の講習、普及活動などを行っています。

（平成 29 年 7 月末現在）

◆子育て支援団体等

「日向地域子育て支援センター」や「ＮＰＯ法人こども遊センター」を拠点に、育児相談、サークル・クラブ活動、親子の交流・ふれあい活動、体験保育などの子育て支援の取り組みが行われています。

◆サロン活動

地域で高齢者や障がいのある人、子育て中の人などが集い、ふれあい、話し合うことで、悩みや不安を和らげることができ、地域の人同士のつながりを深める自主活動が行われています。（平成 29 年 8 月現在）

◇ふれあいいきいきサロン　58 か所（1,390 名）

◇コミュニティカフェ　6 か所

◇認知症の人にやさしい図書館　1 か所（大王谷コミュニティセンター）

◇コミュニティハウス・ブックカフェ（旧福瀬小校舎・スマイル 360）　1 か所

◇若者の居場所サロン　1 か所（総合福祉センター）

◆子どもの支援・応援に取り組む民間支援・応援団体グループ

市内の 19 の民間団体が子どもに対して、体験活動や学習支援、子育て・生活に関する悩みや相談・支援、親子への居場所等の提供などの活動を行っています。

○平成 29 年度活動団体　19 団体

◆保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員、犯罪や非行をした人の指導や援助（立ち直り）を地域で支えるボランティアとして、幅広い職業分野の方々が活躍しています。

○平成 29 年 9 月 1 日現在

日向地区委嘱者 46 人（定数 52 人）

◆子ども食堂・こどもカフェ

平成 29 年 4 月から民間団体の主催による市内初の「子ども食堂」が開設されました。

月 2 回、様々な理由で食事を満足にとれなかったり、孤食になりがちな子どもたちに温かい食事と居場所を提供しています。

また、平成 29 年 12 月から同様の取り組みとして民間事業者が中心となって「こどもカフェ」が開設され、月 1 回の昼食の提供を通した地域ぐるみの子育て支援、世代間交流の場となっています。

各団体がそれぞれの活動目的に基づき、様々な地域活動に参加しています。
複数の組織に重複して登録し、幅広い活動を展開している団体もあります。

◎市民の地域活動を推進するための基金を活用した助成事業

〇ひまわり基金助成事業

◆目　的　本市の産業、文化等の振興を図ることを目的としたふるさと創生基金事業

◆助成対象事業

市民活動団体が、市内で行うまちづくり、人づくり若しくはものづくりのための事業又はそれらに関する学習会若しくは研修会等

◆助成団体と助成金額（平成 29 年度は平成 29 年 11 月末現在の交付決定額）

平成 24 年度 14 団体 1,139 千円　平成 25 年度 18 団体 2,329 千円　平成 26 年度 16 団体 2,206 千円
平成 27 年度 11 団体 1,265 千円　平成 28 年度 12 団体 1,523 千円　平成 29 年度 12 団体 1,570 千円

○うるおい福祉基金事業

◆目　的

本市の保健・医療・福祉及び市民の創意と工夫を生かした自発的な保健福祉事業を推進し、地域の福祉力を高め、すべての市民が健康で安心して暮らせる地域社会を実現。

◆助成対象事業

民間の福祉事業の支援、在宅福祉等の普及・向上、生きがい・健康づくりの推進、福祉ボランティア活動の活性化、福祉事業推進に関する調査研究、福祉教育の推進に関する事業等

◆助成団体と助成金額

平成 24 年度 0 団体　０千円　平成 25 年度 0 団体　０千円　平成 26 年度 3 団体 382 千円
平成 27 年度 3 団体 354 千円　平成 28 年度 2 団体 340 千円　平成 29 年度 5 団体 581 千円

〇市民まちづくり支援事業

◆目　的

元気で活力ある協働のまちづくりを推進することを目的として、市民自らの企画提案により実施する公益性の高い事業に要する経費の一部を助成。

◆助成対象事業

地域づくり事業（コミュニティの活性及び醸成につながる事業）、イベント系事業、伝統的事業、地域づくり整備事業等

◆助成団体と助成金額（平成 29 年度は交付決定額）

平成 24 年度 12 団体 7,166 千円　平成 25 年度 14 団体 8,578 千円　平成 26 年度 10 団体 6,398 千円
平成 27 年度 12 団体 10,921 千円　平成 28 年度 12 団体 8,027 千円　平成 29 年度 8 団体 2,400 千円

基金の原資や利子・企業や市民団体等からの寄付金等を財源に市民団体の自発的な地域活動の支援、地域の活性化に活用されています。

第３章　第３次地域福祉計画の基本的な考え方

１．第３次地域福祉計画の目指す方向性

（１）基本理念

本市では、「第２次日向市総合計画」～元気な日向　未来づくりプラン 2017～　において、「全ての人の人権が尊重されるまちづくり＜人権尊重＞」、「市民との協働による市民が主役のまちづくり＜市民協働」＞」、「地域力の活用による自立したまちづくり＜地域力活用＞」を基本理念としています。

そのため、市民一人ひとりの価値観を認め、お互いを尊重し合う社会を実現するために、地域社会を構成する市民や企業、行政などが協働関係を構築し、それぞれの役割に応じて連携しながら、地域社会が主体となり、「自助・互助・共助・公助」がうまく融合された社会の仕組みをさらに発展させ、少子高齢化、人口減少、自然災害による防災意識の高まり、地域共生社会の実現など、時代の変化に即応した「市民との協働のまちづくり」をさらに強力に推進しながら元気で魅力あるまちづくりに取り組むこととしています。

そのうち、本市の健康福祉分野では、「市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち」を基本目標に掲げて、「市民一人ひとりが健康づくりに努め、保健、医療サービスが充実し、健康寿命が延伸され、元気で明るく笑顔にあふれた健康的な生活を送れること」、「子育てや福祉サービスが充実し、市民が地域社会の中で支え合い、住み慣れた場所で安心して暮らしていること」を将来像として掲げています。

第２次計画では、『子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、市民一人ひとりが地域において自立し、いきいきとした生活を送ることができるよう、それぞれが自らの持てる力を発揮し、お互いに支えあい、「だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまち」』を基本理念として取り組んできました。

第 3 次計画では、第２次計画の基本理念を引き継ぐとともに、『「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、地域の一人ひとりの住民が役割を持ち、地域の担い手となって、助け合い、支え合いながら、だれもが「社会的存在」すなわち「社会の一員」として生きることの価値や意味を見出すことで、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働しながら安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現』を目指して、次のような基本理念を定め計画を推進します。

基　本　理　念

だれもが　自分らしく　安心して　暮らせる

地域共生社会の実現を　目指して

（２）基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、3 つの目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。

① 地域福祉を推進する基盤（意識・環境）づくり

地域福祉を進めていくためには、市民・団体の参加・協力が不可欠です。福祉は全ての人に関わることであり、市民、行政、福祉サービス事業者等を含む社会福祉団体、ボランティア団体、NPO 法人等が、地域福祉に関する認識を共有するとともに、地域福祉活動の担い手の育成、地域福祉の理解や意識・環境づくりを進めます。

まず、市民ひとり一人が地域の生活課題を我が事として考え、何ができるのか。どのように地域福祉の推進に関わっていくのか、「我が事」意識の醸成に努めながら身近な圏域で市民が主体的に地域福祉を推進する基盤づくりを進めます。

② 助け合い　支え合い　いつまでも　安全・安心のまちづくり

地域には、支援を必要とする様々な人がいます。地域福祉活動を活発にするために、近所付き合いや交流を促し、個人も団体も互助・共助の連携に努め、助け合い・支え合い、だれもが安心して暮らせる仕組み、組織づくりを進めます。

いつまでも住み続けたい地域とするために、地域で生活する様々な立場の住民が、お互いの立場を理解し、日頃から顔の見える関係を築いていくとともに、共に生きる福祉教育の推進、共生・協働のための環境の整備、地域での助け合いと支え合いの組織づくりと人材育成に努めます。

地域の生活課題を包括的に受け止め、「自助・互助・共助・公助」の視点から、いつまでも安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

③ 福祉サービスを生かして、広げて　健康でいきいき暮らせるまちづくり

家族や地域の力で解決できないことがあるときに、必要な人が必要な時に適切な福祉サービス、包括的な支援が受けられるような情報の提供や相談窓口の充実、多職種・異分野、関係機関との連携・交流、ネットワーク化を進めます。

健康でいきいきと元気に暮らし続けることは、誰もが望んでいることです。家庭、地域、学校、職場、保健・医療・福祉関係機関との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築から深化・推進及び包括的な支援体制の構築・整備に取り組む中で、包括的な福祉サービスの提供、利用促進に努め、だれもが、自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスを利用しやすい、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

（３）地域福祉推進の基本的な視点

①「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

地域福祉を推進し、様々な福祉課題に取り組んでいくためには、市民、地域の各種団体、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を果たし、助け合い・支え合いの関係をつくることが重要です。そのため、まずは自分や家族でできることは自分で行う「自助」、地域で自発的に住民が相互に支え合う取り組み「互助」、制度的な住民相互の支え合い「共助」、地域で解決できないことを行政が公的サービスとして行う「公助」を組み合わせた視点が重要です。

地域福祉計画を推進するにあたって、市民一人ひとりや地域、市の役割分担を明確し、それぞれが役割を担い、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方に基づき、各施策を展開していきます。

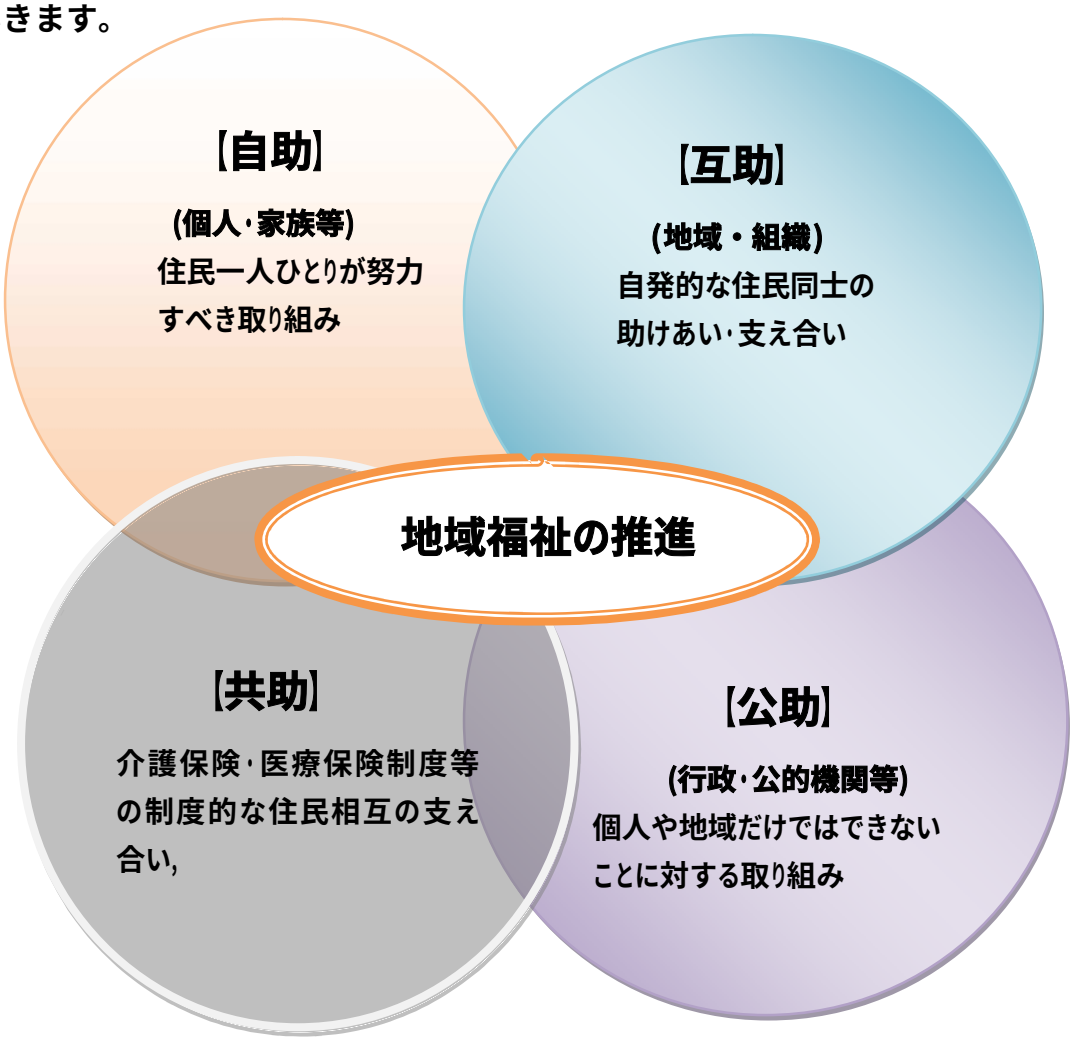

「互助」の担い手（地域・組織）

自治会・町内会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、ＰＴＡ、高齢者クラブ、自主防災会、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、地域福祉コーディネーター、商店会、個人ボランティア、企業ボランティア、市民公益活動団体　など

「公助」の担い手（公的機関等）

市役所、社会福祉協議会、市民活動センター、地域包括支援センター、障がい者センター、警察署・消防署・保健所、学校・保育園・幼稚園、病院・診療所、子育て包括支援センター、　など

【自助】自分でできることは自分で行う、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること。

自分や家族でできることは自分で行う 「自助」 を基本として行動していきます。健康に留意したり、教養を高めたり、積極的に人とのつながりを持つことが必要です。

【互助】家族や近隣の人たち、地域住民の自発的な相互の助け合い、支え合い
【共助】社会保険のように費用負担が制度的に裏付けられている住民相互の支え合い

自分だけでは解決できない課題解決に、近隣の地域住民同士が共に支え合い、助け合い、お互い力を合わせて行動する「互助」の仕組み、「地域力」を育てていくことが重要です。
制度的な支え合い「共助」だけではなく、地域住民の自発的な取り組み、見守りやささやかな手助けといった日常的な支援を行うことが福祉のまちづくりに大切です。

【公助】法律や制度に基づき、行政機関等が福祉サービスなどを提供すること。

個人や地域で解決できない課題に対しては、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題の解決を図っていきます。しかし、「公助」はところどころに制度のすき間が生じることがあります。そこで、ネットワークを構築してすき間を埋め一体的・複合的に機能する必要があります。

②市民、地域、福祉団体・事業者、行政、社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進にあたっては、「自助」「互助」「共助」「公助」の果たす役割が重要です。市民、地域、福祉団体・事業者、行政及び社会福祉協議会が相互に連携し、地域における福祉課題や生活課題を解決するために協働して取り組む必要があります。

【市民の役割（個人・家族)】

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが大切です。　まずは、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけましょう。また、自治会（区）に加入したり、地域の行事や行政、社会福祉協議会の活動に積極的に参加して、地域福祉の活動に加わりましょう。地域活動への参加や地域住民の支え合いの主体となります。

平成 37 年(2025 年)以降、全てが 75 歳以上となった団塊の世代（1947～49 年のベビーブーム時代に生まれた世代）が、徐々に医療や介護の給付を受ける側に移行していくことが予想されます。この世代の健康寿命を延ばし、「支え手」として留まっていただくことが若い世代に好影響を与え地域福祉の向上につながります。

【地域の役割（自治会・自主防災会・高齢者クラブ、ボランティア団体等)】

個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の支え合いで解決を図ります。自治会（区）や民生委員・児童委員、ボランティア団体などの地域を構成する各種団体が連携し、個人では解決が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

まずは、各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉についての考え方を知り、取り組みの機運を高めましょう。また、市や各種団体が連携していくという意識を持ち、協力して取り組んでいきましょう。

【福祉団体・事業者の役割】

◆福祉団体:民生委員・児童委員、当事者団体、福祉ボランティア団体、NPO 法人等
◆事　業　者:介護サービス事業者、医療・福祉サービス提供者（かかりつけ医、歯科医、薬局等)、公的相談支援事業者（地域包括支援センター等)、社会福祉・介護施設等

※多くの福祉団体・事業者が、専門的な知識と技能を活かし、福祉ニーズの多種多様な課題に対応しながら、地域住民一人ひとりのニーズにあった専門的なサービスを提供するとともに、地域の福祉交流活動に積極的に参加し、地域福祉を推進する役割も期待されています。

【行政の役割】

地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。また、公的福祉サービスを提供するとともに、市域全体の地域福祉の総合的な推進の役割を担います。

さらに、包括的な相談支援体制の整備や複合的な課題の解決に対応した庁内各課や関係機関との連携、ネットワークづくりを図ります。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条の規定に基づき、地域福祉を推進する上で中心的な団体と定められ、市民と協働して地域福祉活動を推進していく民間の団体です。

行政だけでは対応が困難な多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制や、地域住民やボランティア、健康福祉関係団体、行政機関等の調整役となり、地域ぐるみの活動を推進する役割が期待されています。

２．地域福祉計画の評価と見直し

（１）「第２次計画」の評価

「第２次計画」では、平成 25 年度から平成 29 年度までの５年間を計画期間として、『だれもが　安心して　暮らせるまちを目指して』を基本理念とし、以下の４つの目標を設定し取り組みを進めてきました。さらに本計画を具体化していくために、６つに分類・整理した「福祉・生活課題」のキーワードごとに 105 項目の具体的施策を掲げ「自助・共助（互助を含む）・公助」が融合した社会の仕組みを構築することを目指し、多様な団体との協働により地域福祉を推進してきました。

１．自立と参加で優しいまちづくり
２．助け合い・支え合いの温かいまちづくり
３．安全・安心のまちづくり
４．サービス制度を生かすまちづくり

本市では、地域福祉計画の進捗管理及びその評価をする外部機関として、「日向市地域福祉推進委員会」を設置しており、各年度の施策ごとの進捗状況の報告を踏まえ、点検、評価を行っています。また、計画の課題、問題点等についても、各委員それぞれの立場や視点からご意見・ご提言をいただいています。

評価方法については、「第 1 次計画」と同様に、「第 2 次計画」において設定されている具体的施策ごとに「Ａ＝計画どおり達成または完了」、「Ｂ＝着手推進しており進行中である」、「Ｃ＝一部着手している」、「Ｄ＝着手できていない」の４段階評価としています。

今回、「第 3 次計画」の策定に当たり、平成 28 年度までの実施状況をもとに「第２次計画」の評価を行いました。

計画初年度からの評価推移をみてみますと、多くの施策において評価が高くなっています。平成 25 年度の評価では、多くの施策においてＣまたはＤ評価が見受けられました。その中でも、ほとんどの委員がＤ＝未着手と評価した「災害時の支援体制」については、避難行動要支援者名簿の整備や、年度ごとのデータ更新、同意者名簿の外部提供の実施など体制の整備が進み、「異なる分野の連携・交流」では、初年度には異業種間での意見交換会や支援会議が開かれておらず、明らかな取り組み不足を指摘されましたが、現在では、地域包括支援センターが軸となり、医療関係者や介護施設、民生委員、区長などの異業種間での意見交換を図る機会が増えています。

このように、平成 29 年度における評価において、ほとんどの施策が計画どおり達成、着手進行中（評価の Ａ・Ｂ）の評価となり、総括的には計画に沿って実行されていると評価されています。（※評価表につきましては、資料として掲載しています。）

評価における課題としては、各施策が縦割りで行われがちであること、行政など公的機関のみで行われる施策やサービスだけでは評価できないものが増えていることなどがあげられます。

「第 3 次計画」では、「地域共生社会」の実現を目指しており、その具体的施策の実施主体は、地域、企業、ＮＰＯ※1等多くの団体になります。こうしたことから、「第 3 次計画」の各施策の取り組みを効果的に把握するためには、行政以外の各種団体等への実施状況の調査を行うなど、より包括的な進捗管理を行うことが求められています。

※１　ＮＰＯ：Non Profit organization の略で、「民間非営利組織」と訳される。NPO の概念としてどのような団体を含むかについては、さまざまな考え方があるが、本計画では、法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTA 等も対象範囲とする。

（２）「PDCA サイクル」による評価・見直し

計画は、立てただけではなく、実行し、評価を行うことで、より具体的に推進していくことになります。「第３次計画」の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの５年間ですが、社会情勢の変化を捉えやすくするため、また、計画の進捗度について評価を受けるために、「第 2 次計画」と同様に「ＰＤＣＡサイクル」に基づき随時計画の見直しを行っていきます。

「ＰＤＣＡサイクル」とは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れのことであり、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策を向上させていきます。

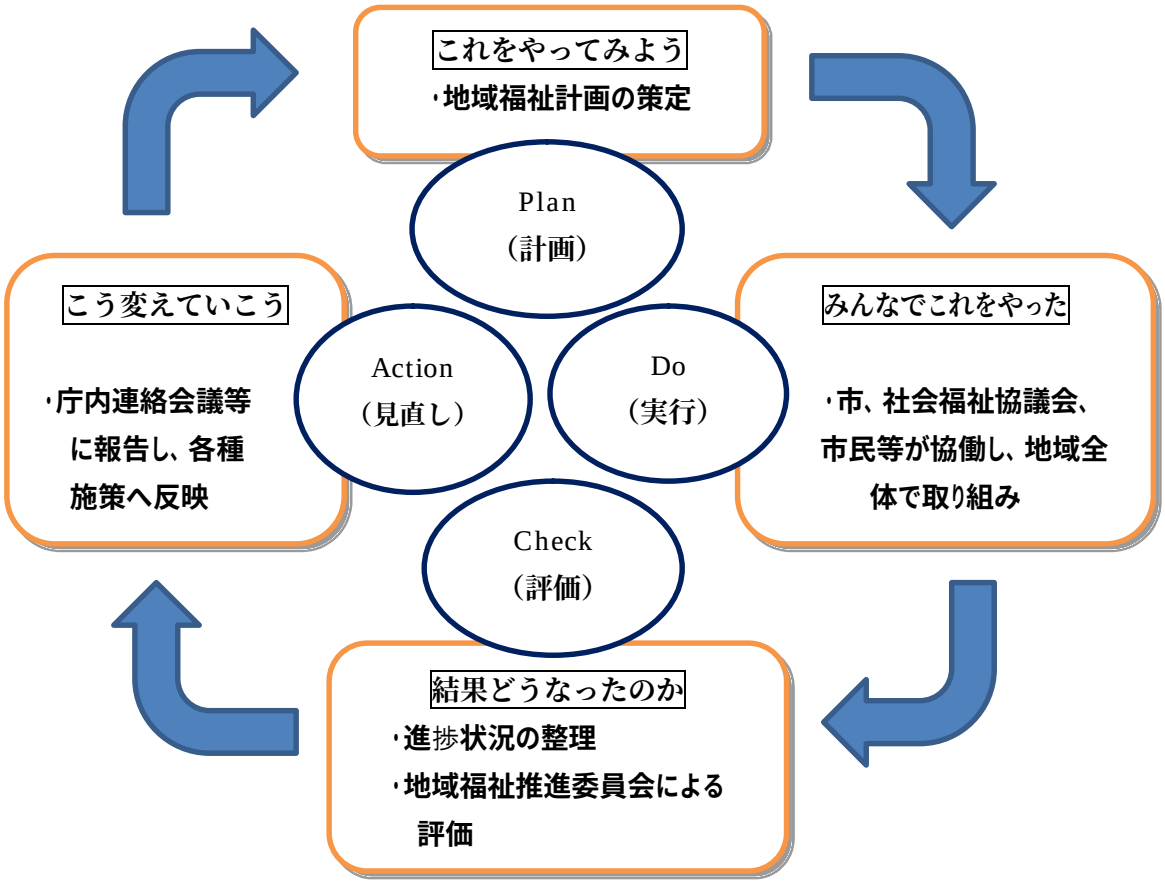

（３）地域福祉推進委員会

地域福祉を推進していくために、地域福祉関連事業の提案や助言、既存事業を外部の視点で評価を行う「日向市地域福祉推進委員会」を随時開催し、評価を行っていきます。

第２部　各　論

第４章　第３次地域福祉計画の基本施策と展開

≪基本理念≫

だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して

「第３次地域福祉計画」の策定にあたっては、市民のニーズや実態把握を行うために、福祉団体等（13 団体）との「意見交換会（座談会）」や市民への「アンケート調査」等を実施しました。

「意見交換会（座談会）」では、地域での課題やその解決方法等についてご意見を伺いました。課題としては、2025 年に向けて進行する高齢社会への不安、近隣の住民とのつながりの希薄化、交通手段の確保、東日本大震災や熊本地震などの大きな災害に対応するための防災対策、共働き世帯の増加に伴う子育て、ひとり親世帯の増加や生活困窮世帯への対応などの生活課題や悩みに関する意見が多くの方々から出されました。

これらの生活課題の解決策として、地域での支え合い、助け合い、地域での交流を促進することの重要性、元気な方は年齢を問わず福祉の担い手になり、まずは自分の体、健康は自分で守ることを基本として、困ったときに地域で相談できる体制・組織の整備、特に、家庭や地域のつながりの再構築、各地区に防災・福祉に係る組織をつくることを進める必要があることなど、貴重なご意見をいただきました。

「アンケート調査」では、地域福祉の推進に係る市民の意識は低く、アンケートの回収率は大変低い結果となりました。しかし、アンケートの統計では、困りごとを抱えている、増えていると答えた人が 94%、地域福祉に関心を持っている人が 89%もあり、その解決のためには、住民同士のつながり、活動の主体・組織づくり、リーダー育成、福祉教育の推進の必要性が挙げられています。

ただし、住民の現状としては、支援する時間や余裕がない、何をすればよいかわからないなどの理由から地域活動やボランティア活動に参加するまでに至っていない状況にあることが確認されました。

これらの意見は、平成 29 年 5 月の社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）にある「地域共生社会の実現」に通じるものであり、本市においても同様の課題があることについて、地域住民の方々も認識されていることが確認されました。

本市においても、複雑多様化した地域福祉を取り巻く課題を解決し、あらゆる世代のだれもが主体性を持って、助け合い支え合いながら、自分らしく、いつまでも安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。

そのためには、行政だけの取り組みではなく、市民の皆さんとの協働により、市民の助け合い、支え合いの仕組みを再構築し、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点から地域福祉を取り巻く様々な課題解決に取り組んでいかなければなりません。

そこで、「第３次計画」では、「第２次計画」の基本理念を継承しつつ、これまで取り組んできた施策を見直すとともに、平成 29 年 5 月の社会福祉法改正等による新たな課題に対する施策を組み込みました。もっともっと「地域福祉計画」の認知度を高め、だれもが主体性をもって「地域福祉」の推進を理解し、地域福祉推進の主役となって、安心して暮らせる共に生きるまちづくりを推進することが求められています。よって、第３次計画では、「だれもが 自分らしく 安心して暮らせる 地域共生社会の実現を目指して」を基本理念として、３つの基本目標を掲げ、６つの施策推進目標のもと、27 の推進施策に分類し、各種施策との連携を図りながら地域福祉の推進に取り組みます。

第３次　日向市地域福祉計画の施策体系

基本理念　　だれもが　自分らしく　安心して暮らせる　地域共生社会の実現を目指して

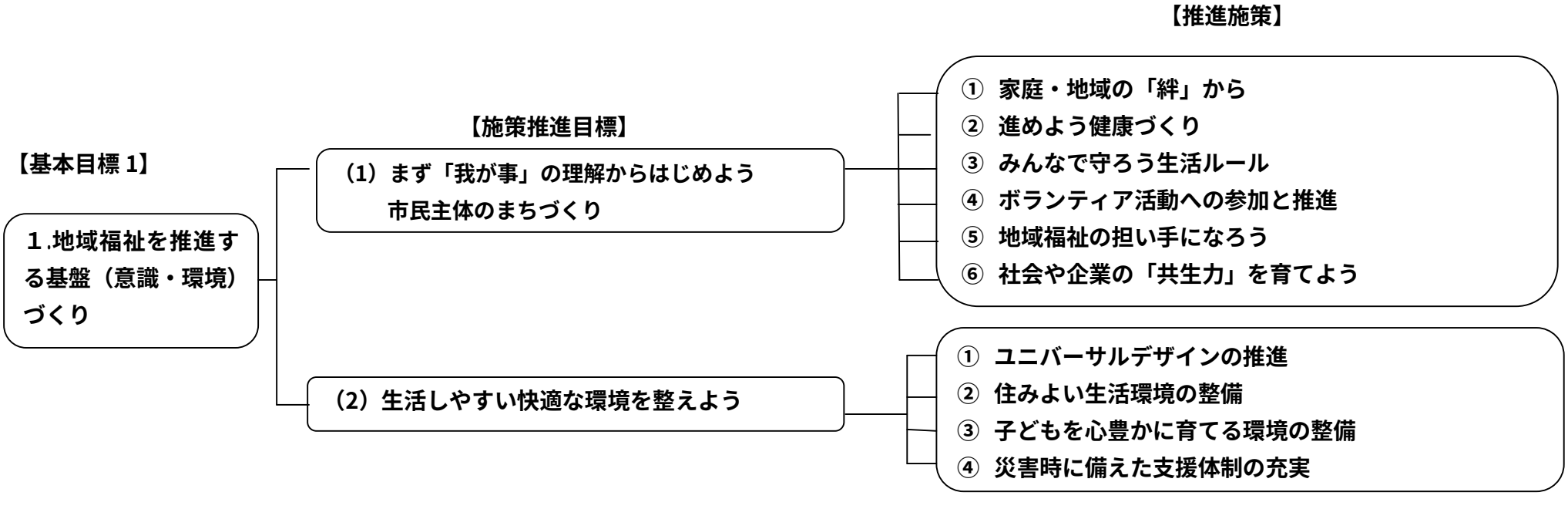

1-(1) まず「我が事」の理解からはじめよう　市民主体のまちづくり

近年の私たちの周りでは、少子高齢化、人口減少、核家族化、人と人との関係の希薄化といった社会変動が起きており、これらは相互に関連してさまざまな社会問題を引き起こしています。

特に家族機能の変化、地域社会の変容などにより、「地縁」「血縁」「社縁（会社や職場の縁）」といった人と人との「つながり（ご縁）」は希薄になり、大都市では、無縁社会とまで呼ばれるような状況も見られます。その結果、相互の助け合い機能が失われ、孤立化、孤立死、生活困窮、自殺など、「命」にかかわるような深刻な福祉・生活課題が発生しています。これらの大きな課題に対しては、従来からの公的な福祉制度だけでは十分に対応することは難しい状況にあります。このような状況を打開するためには、まず、私たち地域で生活する者が、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、共有し、その解決に向けて共に支え合う地域福祉活動の充実が、ますます重要となります。

地域の「絆（きずな）」が強く、福祉に対する意識が高い地域は、地域の福祉力が高いと言えます。地域の福祉力が高い地域とは、地域に住む人々が、お年寄りも子どもも、障がいのある人もない人も、老若男女区別なく、安心して支え合って生きることのできる地域ではないでしょうか。

そのためには、市民一人ひとりと地域の自治会（区）や保健・医療福祉、ボランティアなどの地域を構成する各種団体との連携が必要です。さらに公的サービスの充実と共に、それでも支えきれない地域の困りごとなどは、地域住民が行政や各団体と連携して取り組むことで一層充実したものとなります。

まず、市民一人ひとりが、主体性をもって地域福祉のことを自らのこととして考え行動していくこと、地域のことに関心を持ち、「我が事」として捉え積極的に参加していくことが大切です。

１－（１）－①家庭・地域の「絆」から
～親子のふれあい・地域のつながりを大切に～

現状と課題

○近年の家庭は、都市化、核家族化、少子高齢化、地域における地縁的なつながりの希薄化などの社会的影響を受けています。そのため、家庭内での会話も少なくなり、子育て中の世帯では、子育ての負担感や子どもの教育の仕方が分からないといった育児に関する悩みが生じ、高齢者世帯では、社会からの孤立や病気や介護に対する不安が募っています。
○青少年の非行、いじめ、不登校などの問題の背景に地域や家庭の「教育力の低下」が指摘されています。
○高齢者や子どもなど、社会的弱者に対する家庭の構成員による虐待、ネグレクト※1、ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）※2が問題となっています。
○家庭は、さまざまな社会的影響から逃れられず、すでに問題が家庭での解決能力を超え、ほとんどの場合、解決できずに深刻化している状況が見られます。

取り組み方針

○親子のふれあいを大切にします。また、子どものことに関心を持ち、親が積極的に行動します。
○家庭の教育力を高め、家族の「絆」を問い直し、家庭の役割を踏まえ、家庭内の自助で問題解決に努めます。家庭で解決できない問題については、地域や市民活動団体などのＮＰＯが行政の支援を受けて、課題解決に当たります。
○孤立ゼロ社会の実現に向け、市民ニーズ調査を実施するなど、複合的な課題を未然に防止する取り組みを実施します。

取り組み内容

① あらゆる機会を活用し、家庭の教育力を高める
- パパママ教室、赤ちゃん相談、乳幼児健診、就学時健診、入学時保護者説明会などにおいて、子どもの発達段階に応じた課題別の子育て家庭教育講座を開催します。
- 父親の家庭教育への参加促進を図るため、職場などへの働き掛けを行います。

② 家庭教育支援のための家庭教育サポート事業の展開
- 子育ての悩みやさまざまな課題、困難を抱える家庭などに対する、積極的かつきめ細やかな相談体制の充実のために、地域の子育て経験者や専門家との連携、教育委員会と福祉行政などとの連携について、協議・検討を行います。

③ 地域での「絆」づくり

・高齢者世帯、独居世帯、その他支援を要する家庭に対し、自治公民館役員、民生委員・児童委員、青少年指導員など、地域の指導的立場の方々などによる巡回や声掛けを行い、現況を把握し、必要があれば、地域・行政による支援を行います。

④ 課題を未然に防止する仕組みづくり

・すべての高齢者、全未就学児世帯に対するスクリーニング事業を実施し、課題を未然に防止する仕組みづくりを実施します。

※1　**ネグレクト**：養育者による怠慢、無視、放置など子どもに対する不適切な保護や養育。

※2　**ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）**：夫婦間やパートナー間の暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれる。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①あらゆる機会を活用し、家庭の教育力を高める	行政 企業	協議	・実施			
②家庭教育支援のための家庭教育サポート事業の展開	協働 (地域)	協議	・検討	実施		
③地域での「絆」づくり	協働 (地域)	協議	・実施			
④課題を未然に防止する仕組みづくり	行政 包括	協議	・実施			

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成３４年度（目標）
乳幼児健診の受診率	９７．０％	１００％
青少年指導員による指導件数	６５件	３０件

１－（１）－②進めよう健康づくり
～健康寿命の延伸！いきいき健康生活～

現状と課題

○全国的に食生活の乱れや運動不足・ストレスなどによる生活習慣病を原因とした、がん・脳卒中・糖尿病・腎臓病などの増加が健康面の大きな問題となっています。
○各種検診（健診）の受診率は、国の目標値に比べると低い状況にあります。本市では、「健康ひゅうが２１計画（第 2 次)」を策定し、「健康は、笑顔で、楽しく、元気よく」を基本理念に、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活の質の向上に取り組んでいますが、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識改革を図るため、地域や関係機関・行政が一体となって健康づくりを進めていくことが必要です。
○本県の自殺死亡率（人口１０万人当たりの自殺者数）は、低下傾向にあるものの、全国を一貫して上回っており、平成２７年は 23．2 人で、全国で３番目に高い状況となっています。また、本市においては、22．7人で、県より低く、ここ数年は概ね横ばい傾向ですが、国より高い状況となっています。
○自殺による死亡要因は様々であり、不安や悩みを抱えている方に対して、状態が深刻化する前の家族や地域等の見守り体制、誰もが相談できる居場所づくり、複合的課題に対応するための関係機関とのネットワークづくり等の取り組みが求められています。

取り組み方針

○市民一人ひとりが意識を高め、自ら生活習慣を振り返って、積極的に健康づくりに取り組みます。
○地域・関係機関・行政が一体となって健康づくりを支援する環境の整備を進めていきます。

取り組み内容

① 市民主体の健康づくりの推進
・市民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組んでいくことを目指します。また、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、健康を守るための環境整備に努めます。

② 健康なまちづくりの推進
・各種検診（健診）を実施し、ライフステージに対応した検診（健診）結果に基づく栄養指導の推進を図ります。

・地域全体で食生活の改善や健康づくりに対する意識向上を図るため、食生活改善推進員と連携し、地域での健康づくりを支援します。
・各区でのラジオ体操の実施を奨励し、地域ぐるみで健康づくり運動の定着化を図ります。
・喫煙や受動喫煙で起こる健康への害（慢性閉塞性肺疾患等）など、たばこに関する情報を提供します。
・飲酒の影響について知識の普及・啓発を図り、アルコール関連の病気の早期発見・早期治療への取り組みに努めます。
・歯周病が引き起こすさまざまな病気や健康に与える影響について情報を提供し、歯の健康意識を高めます。(8020 運動※1の推進)
・健康や病気に関する知識を得る機会を積極的に設け、各種健（検）診の受診率の向上に努めます。

③ こころの健康の推進

・「こころの健康」についての知識の普及・啓発のための講演会の開催やＮＰＯとの連携による電話相談・面接相談事業を行い、心身の健康に関する相談の場の確保に努めます。
・こころの健康の不調に対して、早期発見・早期治療を促進するために、保健所等の関係機関と連携し、自殺予防対策に努めます。

※1　**8020 運動**：「８０歳になっても自分の歯を２０本以上保とう」という、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことを意味する「生涯を通じた歯の健康づくり」のための運動。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①市民主体の健康づくりの推進	行政 協働	実施				
②健康なまちづくりの推進	行政 協働	実施				
③こころの健康の推進	行政 協働	実施				

目標値

主な指標	平成 28 年度（現状）	平成３４年度（目標）
大腸がん検診受診率	８．５％	３５．０％
特定健診受診率	２９．８％	５５．０％
食生活改善推進員の登録者数	７５人	９０人
ラジオ体操講習会の参加者数	１３９０人	３，０００人

１－（１）－③みんなで守ろう生活ルール
～地域の生活ルールの再確認～

現状と課題

○基本的な生活ルールが守られていない状況が見受けられます。
（例）ごみ出しのルール違反や海や山へのゴミの不法投棄、ペットの飼い方のマナー違反、自転車の信号無視や夜間無灯火をはじめとした交通ルール違反など
○基本的な生活ルールについて、近隣や地域で丁寧に話し合いながら相互理解を深め、より効果的な課題解決のための対応策を行政と地域が一体となって見出すことが求められます。

取り組み方針

○市民一人ひとりが地域の課題を自分のことと自覚し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

取り組み内容

① 課題ごとに対応策を検討
・地域で解決できることと、関係機関との連携が必要なことについて整理・検討します。必要に応じて、ワークショップなどを開き、対応策を検討します。
② 相談体制の整備、対応策の蓄積・活用
・相談窓口などの体制を整備し、効果のあった対応策を蓄積し、適切かつ迅速な対応に生かします。
③ 地域での啓発
・区長会、班長会、各区広報などを通じた継続的な意識啓発に努めます。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①課題ごとの対応策の検討	協働 (地域)	実施				
②相談体制の整備、対応策の蓄積・活用	行政 協働 (地域)	検討	・実施			
③地域での啓発	協働 (自治会（区）)	実施				

１－（１）－④ボランティア活動への参加と推進
～はじめよう、参加しよう　あなたも私もボランティア～

現状と課題

○ボランティア活動は、社会的な課題解決の可能性を秘めた活動であることも認識されるようになってきましたが、「時間や余裕がない」、「ボランティアや地域活動に興味があるけれども、どこに相談すればいいか分からない、何をすればわからない。」という人もいます。
○ひょっとこ祭りなどのイベント、海岸や道路などの清掃、点訳・朗読・手話通訳、障がいのある人との交流、高齢者などのごみ出しや買い物のお手伝いなど、団体や企業・個人がさまざまなボランティア活動を行っています。
○地域の課題を知っているのは地域住民ですが、「解決する方法がない」、「かかわりたくない」との思いから、課題が放置されてしまう危険性があります。

取り組み方針

○ボランティア活動の情報発信、相談窓口の更なる周知を図り、ボランティア活動を始める“きっかけづくり”に取り組みます。
○地域のボランティア活動への参加を推進します。
○ボランティアを養成する事業を展開し、ボランティア活動の担い手を育成します。
○ボランティア活動を促進するために、地域課題を抽出するための新たな事業を展開します。

取り組み内容

①講演会、活動発表、事例報告会の開催など市民に対する周知・啓発
- 「地域と市民活動フェスタ（オール日向祭）」や「福祉のつどい」等のイベントにおいて、さまざまな市民活動団体の活動発表や事例報告会等の機会を設け、市民活動団体やボランティア活動などの市内ＮＰＯの活動状況を紹介するとともに、市民活動やボランティア活動の意義や必要性について啓発を行います。

②社会福祉協議会の「ボランティア・市民活動センター」や「市民活動支援センター」の利用促進
- 社会福祉協議会の「ボランティア・市民活動センター」と日向市文化交流センター内の「市民活動支援センター」の登録団体の拡充、利用促進を図ります。
- 市民活動の促進と市民ボランティアを受け入れやすい環境づくりやボランティア情報の「受け入れ」「発信」の充実を進めます。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①周知・啓発活動の推進	協働 （各団体）	検討	・実施			
②施設の連携	行政 社協	検討	・実施			

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成３４年度（目標）
ボランティア養成講座	年２回	年８回
ボランティア団体登録数	４３団体	５５団体

１－（１）－⑤地域福祉の担い手になろう
～地域福祉を推進する組織と担い手を育てよう～

現状と課題

○市内２６の自治会（区）においては、各区で地域福祉を推進する組織（以下仮称「地域福祉部」）を設置し、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、地域福祉力向上のための取り組みを主体的に実践していますが、「地域福祉部」を全ての自治会（区）に拡大することが課題となっています。一方で、自治会（区）加入率の促進も大きな課題となっています。

○細島・平岩・塩見・東郷の４地区に設置されているまちづくり協議会では、地域課題への対応などの取り組みが進められていますが、今後、地域を構成するさまざまなＮＰＯが地域活動に参画できる仕組みづくりを視野に入れながら、新たな地区への協議会設立を推進していく必要があります。

○医療、保健、福祉施設は、サービスの向上に努めるとともに、地域の構成員として地域との交流を広げ、地域の福祉力向上に貢献する取り組みが期待されています。

○社会福祉法の一部改正により、平成２８年４月１日から、社会福祉法人に対し、地域における公益的な取組を実施する責務が義務付けられました。

取り組み方針

○自治会（区）における「地域福祉部」の設置拡大など自治会（区）活動を支援しながら、地域福祉活動を担う人材を育成します。

○まちづくり協議会では、高齢化の進展に伴う買い物支援や見守りをはじめ、地域の高齢者の在宅生活を支えるための活動を実施することにより、行政では対応できないサービスの提供者としての役割を担いながら、地域課題の解決を図ります。

○医療、保健、福祉施設は、福祉の質を高めるための職員研修等を行い、サービスの向上を図ります。

○地域にある医療、保健、福祉施設は、さまざまな事業を通して周辺地域との交流を広げる機会を増やします。

○社会福祉法人の地域における公益的な取り組みのひとつとして、生活困窮者等の支援事業や生活相談事業等などの各種事業を紹介・提案します。

○地域福祉の新たな担い手として、また、社会福祉法人の特性を活かした事業に積極的に取り組む体制を構築します。

取り組み内容

① 自治会（区）加入促進の取り組み

・いざという時には隣近所でお互いに助け合う関係（互助）が重要です。今後も、行政だけでなく、区長公民館長連合会、社会福祉協議会、その他関係機関と連携して自治会（区）への加入促進を図ります。

②「地域福祉部」設置や「福祉推進員」活動の推進

・各自治会（区）における子どもや高齢者の見守り活動など、地域福祉の担い手を育成し、地域福祉を推進していくために「地域福祉部」設置の必要性が高まってきています。「地域福祉部」の設置拡大を進めるとともに、「民生委員・児童委員」や「福祉推進員」活動との連携を図り、地域に密着した福祉活動を推進します。

③まちづくり協議会における地域福祉推進の取り組み

・細島・平岩・塩見・東郷の４地区に設置されている「まちづくり協議会」では、各地域で健康の推進と福祉の向上を図るための活動を展開しており、地域福祉の担い手（組織）として期待されています。今後、これらの活動を市内全域に広めていくために新たな地区への協議会設立を支援します。

④自己点検、自己改革の推進

・医療、保健、福祉施設は、現在の取り組みを確認、整理し、自己点検を行い、自己改革を進めます。

⑤関係機関との意見交換

・まちづくり協議会などと地域課題の解決に向けた意見交換を行います。

⑥「日向市社会福祉施設等連絡会」の充実、強化

・「日向市社会福祉施設等連絡会」の各部会の開催を通して、連絡会の充実と連携強化を図ります。

⑦行政及び関係機関などによる研修の実施と地域福祉の担い手育成

・行政だけでなく、地域の関係機関等やＮＰＯとの連携を図りながら、研修会などを企画・開催し、住民の福祉への認識を高めることを通して、地域福祉の担い手育成に努めます。

⑧地域における公益的な取り組みの推進

・社会福祉法人による地域貢献活動を推奨し、社会福祉法人は地域福祉の新たな担い手として、「みやざき安心セーフティネット事業※1」など、その特性を活かした公益的な取り組みを実施します。

※１　**みやざき安心セーフティネット事業**：複数の社会福祉法人が連携・協働し、地域社会の構築に向けて生活に困窮している方々の相談支援や経済的援助（現物支給）を行うもの。

今後の取り組み	実施主体	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①自治会（区）加入促進取り組み	協働 (自治会(区))	実施				
②地域福祉部設置や福祉推進員活動の推進	協働 (自治会(区))	実施				
③まちづくり協議会の取り組み	協働	実施				
④自己点検・自己改革の推進	協働 (施設など)	実施				
⑤関係機関との意見交換	行政 協働 (団体など)	実施				
⑥「日向市社会福祉施設等連絡会」の充実、強化	協働 (団体など)	実施				
⑦行政及び関係機関などによる研修の実施	行政 協働	実施				
⑧地域における公益的な取り組みの推進	社会福祉法人	実施				

目標値

	平成２８年度（現状）	平成34年度（目標）
自治会（区）加入率	68.16%	69.10%
「地域福祉部」を各自治会（区）に設置	26カ所	９０カ所
まちづくり協議会の設置数	４地区	６地区

１－（１）－⑥社会や企業の「共生力」を育てよう
～働きやすい仕組みづくり～

現状と課題

○労働者の子育て支援や介護を支える仕組みづくりは全国民的な課題であり、国や地方自治体が企業・事業所などと連携しながら進めていく必要があります。
○男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、女性の就労条件は以前に比べ整備されてきましたが、子育てをしながら働くことや、家族の介護をしながら働き続けることが困難である現実が残っています。

取り組み方針

○企業・事業所が自ら社会的責務を自覚し、子育てや介護に対する理解を深めるとともに、子育てしやすい労働条件、介護をしながら働くことができるような職場環境の整備に努めます。
○介護離職者ゼロを目指し、介護に関わる支援制度の啓発や研修、社会復帰に向けた資格取得に対するサポート制度の充実を図ります。

取り組み内容

① 現状及び課題の発見、整理
・企業・事業所の代表や当事者、経験者などに参加を募って、環境整備の課題などについて意見交換を行い、整理します。
② 企業に対する研修、啓発の計画的・継続的な実施
・企業・事業所に対し、育児休業、介護休業制度、労働時間短縮、フレックスタイム制※1やテレワークの※2導入などについて啓発、研修を行います。
③ 就業環境の整備促進
・当事者の就業環境の整備について、企業・事業所での取り組みを検討できるものについて継続的に学習し、その実現に向けて協議を進めます。

※１　**フレックスタイム制**：１カ月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働時間はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に設定して働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。
※２　**テレワーク**：ＩＣＴ※3（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。在宅勤務が可能となり、「出産・育児」と「仕事」の二者選択を迫る状況を緩和することで、子育て環境の充実を図る事が出来る。また、家族の介護をしながら仕事を続けたい方への支援や、高齢者や障がいのある人への就業機会の拡大につなげることができる。
※３　**ＩＣＴ**：Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①課題の発見、整理	行政 NPO	検討	・実施			
②研修、啓発の取り組み	行政 企業など	検討	・実施			
③就業環境の整備推進	協働 (NPO、企業など)	検討	・実施			

目標値

	平成２８年度（現状）	平成３４年度（目標）
企業・事業所との意見交換	年　２回	年　２回

1-(2) 生活しやすい快適な環境を整えよう

さらなる少子高齢化の進行が見込まれるなかで、日常生活において障壁（バリア）を感じる人は、今後、さらに多くなることは確実です。このため、高齢者や障がいのある人を含む全ての人が社会生活をしていくうえでバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが求められています。

すべての障壁に対処するという考え方「バリアフリー」とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています。

生活環境の向上については、道路整備などのハード的な取り組みだけでなく、今ある地域資源の活用や住民の創意工夫が有効な手段となる場合があります。市民と行政が一体となり役割分担を明確にし、アイデアを出し合うことで、幅広い解決方法を模索し、さまざまな形で生活環境の向上を図っていくことが重要になっています。

特に、未来を支えていく子どもたちを取り巻く環境については、地域の資源や人材の活用により、安心できる環境づくりを進めていくことが必要です。

また、いつ発生するか分らない災害に備えるために、自主防災組織の充実、市民への意識啓発、関係機関の連携、避難訓練などの実施などにより地域防災力の向上に努めていく必要があります。災害時には、要配慮者を地域の住民の協力により、的確に避難誘導、救護、救援することが必要となっており、避難行動要支援者対策を進めることが重要となっています。

だれもが住み慣れた地域のなかで生涯にわたり快適に暮らし続けられるよう、地域の防災体制の強化を進めるとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進し、生活しやすい快適な環境の整備を進めます。

１－（２）－①ユニバーサルデザインの推進
～みんなにやさしいまちづくり～

現状と課題

○本市では、新庁舎の建設に伴い、「市民が奏でる“交響”空間～優しく 強く 温かい“庁舎”」をキャッチフレーズとし、ユニバーサルデザイン※1を推奨した庁舎づくりを行いました。
○社会環境の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、ユニバーサルデザインの理念に基づき、年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる世代に対応し、全ての市民に利用しやすい生活環境の整備が求められています。
○今後も、障がいのある人や高齢者の社会参加活動を一層促進するため、誰もが暮らしやすい安全で安心な生活環境の整備が必要です。

取り組み方針

○ユニバーサルデザインの普及、バリアフリー※2化の促進及び移動支援の充実などの生活環境を整備するとともに、自立生活や社会参加を促す市民主体の生きがいづくりに努めます。
○公共施設の計画的な整備・改善に取り組むとともに、民間建築物や公共交通機関等の改善に関する情報提供に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
○高齢者や障がいのある人等が、情報入手が困難な状況にあることで社会的・経済的格差を生じることにならないような情報提供体制の構築を進めます。

取り組み内容

①市民、事業者に対する研修の実施
・研修の実施等学ぶ場の充実を図り、ユニバーサルデザインに対する意識啓発に努めます。
②公共施設の計画的な整備・改善
・多くの人が利用する建築物、公園、道路、駐車場について「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、事業者と行政が連携したまちづくりを進めます。
③民間施設に対する支援の充実
・障がいのある人や要介護認定者が、住み慣れた自宅での生活が送れるよう住宅改修に関する情報提供に努めるとともに、適切な補助を実施します。
④情報提供体制の構築
・情報を入手するうえで障害となるさまざまな条件に対応できる情報提供体制の構築「情報バリアフリー」を進めます。

※1　**ユニバーサルデザイン**：「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設などをデザインすること。

※2　**バリアフリー**：高齢者や障がいのある人などの自立した日地上生活や社会生活の障壁となるものをとり除くこと。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①市民、事業者に対する研修の実施	行政	検討	・実施			
②公共施設の計画的な整備・改善	行政	検討	・実施			
③民間施設に対する支援の充実	行政	実施				
④情報提供体制の構築	行政	検討	・実施			

１－（２）－②住みよい生活環境の整備
～危険箇所のチェック・改善でバリアフリーなまちづくり～

現状と課題

○生活環境の整備は、主に行政の役割ですが、道路や交通標識の整備など、どこが危険箇所で、どんな改善が必要かは、地域住民が一番詳しく、地域住民のアイデアや活動で改善できる課題も多くあります。
○公共の建物などには、建築年度が古くバリアフリー化が困難なものも存在します。また、市道等の老朽化の進行により、路面の陥没など通行に支障が生じる事態が発生しています。計画的に整備・維持管理していくためには、大規模改修や修繕、定期点検などが必要となっており、これらを適切に維持管理していくため、施設総量を市の人口や財政状況に見合った数へと抑制しつつ、今後も存続させるべき施設については、計画的に整備を行っていくことが必要です。
○障がいのある人もない人も共に生きる環境の整備・バリアフリーなまちづくりの推進が求められています。

取り組み方針

○行政と地域住民がお互いの知恵やアイデアを出し合うことで、より効率的な整備・改善を目指します。
○公共施設、福祉施設等の生活関連施設のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がいのある人などの利便性や安全性の向上を図り、すべての人が社会参加できる環境整備に努めます。
○課題やニーズを的確に把握するため、利用される方の様々な視点を取り入れていくことが重要であることから、障がい者団体をはじめ各種団体等の意見を聞く機会を設けるなど、計画推進への当事者参画を促進します。

取り組み内容

①各地域における災害危険箇所等の状況把握
・日向市区長公民館長連合会が調査・提出している「災害危険個所等調査の結果」や「防災・減災に関する要望書」の状況を把握し、住民の安全・安心の確保を図るための整備を進めます。
②住民参加による危険箇所等の点検・計画的整備
・障がい当事者や支援者、関係団体の参加による「まちなみ点検」の実施報告を受け、誰もが住みやすい環境づくりのため、行政と住民との役割を確認しながら、計画的な整備を進めます。

③定期点検の実施

- **市道や橋梁のパトロールや定期点検を実施し、通行危険箇所の早期発見と早期対応に努めます。**

④市営住宅の整備と維持管理

- **市営住宅の居住環境の向上や施設の長寿命化を図るため、施設の状況を的確に把握し、適切な維持管理に努めます。**
- **快適な居住環境を提供するために、「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づく効率的な施設の改修、改善に努めます。**

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①各地域における災害危険箇所等の状況把握	行政 NPO	検討	・推進			
②住民参加による危険箇所等の点検・計画的整備	行政 NPO	検討	・推進			
③定期点検の実施	行政 地域	点検	・確認			
④市営住宅の整備と維持管理	行政	実施				

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
長寿命化計画に掲げた公営住宅の改善割合	３０．６％	５５．６％
公営住宅のバリアフリー化率	３２．６％	３３．３％

１－（２）－③子どもを心豊かに育てる環境の整備
～育てよう 未来を支える“ひゅうがっ子”～

現状と課題

○平成２７年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に伴い「日向市子ども･子育て支援計画」を策定し､「みんなで支え 育て育ちあうまちひゅうが」を基本理念に掲げ、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。子育て家庭の経済的負担を軽減し、育児不安を解消するため、子育て支援施策の充実を図り、家庭や地域における子育て環境を整備していく必要があります。

○子育て家庭の負担を軽減し、健全な子どもを育むためには企業が子育てに対する理解を持ち、育児休業など子育て支援制度の積極的な利用促進を図る必要があります。

○共働き家庭や就労形態の多様化により、病児・病後児保育や休日保育など多様な保育サービスの提供が求められていますが、保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材が不足しているため、関係機関と連携し、人材確保に努める必要があります。地域によっては、ＮＰＯやまちづくり協議会などが放課後子ども教室をはじめとした子育て支援に取り組んでいるところも出てきています。

○放課後児童クラブについては、国が対象児童を小学６年生までに引き上げたことに伴い、放課後児童クラブを拡充し、入所希望児童の受入を図る必要があります。また、障がいのある児童が放課後に安全・安心な環境で過ごせる居場所づくりも求められています。

○安心して子育てができる地域を実現するためには、子育ては社会にとって重要であるとの共通認識を持ち、地域で子どもを見守り、育てるという意識の醸成や環境づくりが必要です。

○家族形態の変化に伴い、子育ての悩みやストレスが増加しています。親同士の交流や子育てに関する情報交換、気軽に相談できる窓口の設置などが求められています。

○母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭も増えてきており、子育てを一人でしないといけない状況にあり、育児不安やストレスを抱えている家庭も少なくありません。

○ひとり親への支援や子育てサークルの立ち上げ、子どもの安全を守るネットワークづくりなど地域全体で子育てをするシステムが必要です。

○児童生徒や保護者のさまざまな相談に対応するため、県が配置するスクールソーシャルワーカー※1、スクールカウンセラー※2に加え、スクールアシスタント※3を配置して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っています。また、学校以外の適応指導教室（ひまわりラウンジ）※4においては、相談指導員を配置し、不登校児童生徒の学校復帰をめざした支援を行っています。

○子どもへの学び・体験の機会を関係機関が一体となって展開し、子どもの可能性

を保障していく学びの支援も重要です。本市では、日向市キャリア教育支援センターのコーディネートによって、「よのなか教室」を実施し、学び続けていくことの大切さを考える取り組みを行っています。

○これらの人員の配置拡充や相談・支援に応じるスクールカウンセラー等の資質向上などが求められています。

取り組み方針

○行政のみならず地域住民との連携・協働による環境の整備を進めます。

○地域社会全体で子育てに関わることができるよう、多様化する生活形態や家族形態に対する理解を求めるための啓発活動を行うとともに、子育て支援体制の充実を図ります。

○行政、地域、個人が協力し、役割分担を明らかにしながら、子どもや家族への支援やさまざまな行事を通しての地域の大人たちとの交流促進など多様な取り組みを行います。

○学習支援はもとより、家庭や学校、地域等が連携し、それぞれの役割に応じて子どもを守り育てる体制づくりに取り組みます。

取り組み内容

①子育て支援制度の充実

・子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費の助成や児童手当を給付します。

・病児保育や病後児保育、延長保育や休日保育など保護者が安心して仕事ができるような保育サービスの充実に努めます。

②子育てと仕事の両立支援

・男性も女性も子育てに関わっていける社会づくりのために、講座やイベントの開催、厚生労働省「育メンプロジェクト※5」への取り組みなど、子育て参加意識の啓発を行います。育児をすることは、家族、企業・事業所、社会に対してもよい影響を与えるという考え方を浸透させ、父親の育児への積極的な参加を推進します。妊娠中からの子育て支援のため「パパママ教室」への参加などを呼び掛けます。

・父親が家事や育児に参加しやすく、また、ひとり親家庭の子育てに配慮した働き方など、企業・事業所が仕事と家庭の調和を推進する取り組みを行い、既存の制度をより活用しやすいよう、職場環境の改善への働き掛けを行います。

・未来みやざき子育て県民運動※6の推進や、厚生労働省「育メンプロジェクト」を支える企業・事業所や地域の取り組みを紹介し、「ともに育てる」をめざし、社会全体での関わりの意識を高めます。

・子育てを支援する「延長保育」「一時保育」「病児・病後児保育」「休日保育」「放

課後の児童育成」ひとり親家庭に対する「日常生活支援」などの福祉サービスのさらなる充実を図ります。

・地域で子育てできる環境づくりや子育て世代が参加しやすい行事など、地域に合った子育て応援を行います。

・「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の充実など、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。

・地域全体で、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の開設時間外の子どもの見守り体制を検討します。

③家庭・地域の子育て力の充実

・子育て中の親子の交流の場や情報提供の場として、「子育てサロン」や「子育て支援」の充実に努めます。

・地域全体で子育てに関われる場、高齢者や障がいのある人などさまざまな人たちとの交流の場として、多機能型サロンを公民館や学校など既存の公共施設などを活用して開設することを検討します。

・平岩小中学校、東郷学園及び大王谷学園で実施している「学校支援地域本部事業」など、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みの拡充に努めます。

・学校の空き教室や児童館などを利用して、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を開設し、放課後等に子どもたちが活動できる環境の整備を図っており、地域住民の協力を得ながら子育て環境のさらなる充実に努めます。

・技術者や高齢者などの地域住民の人材活用を検討し、世代間の交流や地域行事の伝承を行うなど、遊びやふれあいを通じて、子どもたちが地域のことについて学ぶ機会をつくります。

・育成会や高齢者クラブなどの地域住民が見守りを行って、子どもや保護者が安心して遊ぶことのできる環境づくりを進めます。

・地域子育て支援拠点事業や認可保育所による地域活動事業など、地域の特性を生かした子育て支援交流事業の拡充に努めます。

④ひとり親家庭への支援

・ひとり親家庭に対する相談体制を充実します。

・児童扶養手当やひとり親家庭などへの医療費助成など各種支援制度の周知を図ります。

・ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安定した生活を確保するために、資格取得を含めた就業支援を充実します。

⑤児童生徒への支援体制の充実

・学校のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやスクールアシスタント、家庭児童相談員※7、適応指導教室、教育相談室など、関係機関（者）の連携を強化し、相談支援体制を充実します。

・特別支援学級や通級指導教室の指導者が専門的な知識を高めることができるように努め、子どもの個性や特性に応じた学習支援体制を構築します。

※1　**スクールソーシャルワーカー**：子どもの家庭環境に関する問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援する福祉の専門家。

※2　**スクールカウンセラー**：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者をいう。

※3　**スクールアシスタント**：多動性障がい（ADHD）などの障がいのある児童生徒に対し、担当教諭とともに教科指導にあたる特別支援教員をいう。

※4　**適応指導教室**（ひまわりラウンジ）、**教育相談室**

連絡先：青少年の指導及び相談など　日向市青少年育成センター　☎0982-54-6255
青少年相談室　☎0982-54-8181
不登校などの相談　日向市適応指導教室　☎0982-54-7867

※5　**育メンプロジェクト**：平成 21 年、男性も子育てしやすい社会の実現に向けて育児・介護休業法が改正された。「パパ・ママ育休プラス」制度の導入等をはじめとする新制度が平成 22 年 6 月 30 日に施行、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりへと大きな一歩を踏み出している。

プロジェクトの内容・実施方法などについて協議するため、各分野の有識者等で構成される推進チームを設置し、育児を楽しんでいる・これから楽しみたいイクメンの皆さん、ご家族や企業・自治体等イクメンサポーターの皆さんとともに、時代をけん引していく。

※6　**未来みやざき子育て県民運動**：安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりを目指して、県民全体で子どもと子育て家庭を応援する運動。従来の子育て支援、行政の取り組みに加え、地域における子育て支援活動への県民の参画を促進するなど、社会全体で子育てを応援する気運や仕組みづくりを充実させることとしている。

本市の子育て応援宣言は、「小さな笑顔は未来の力　みんなで育てよう“ひゅうがっ子”」である。

※7　**家庭児童相談員**：児童に関するすべての相談

連絡先：日向市役所こども課　☎0982-５２-２１１１（代表）。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①子育て支援制度の充実	行政 協働	検討	・実施			
②子育てと仕事の両立支援	行政 協働	検討	実施			
③家庭・地域の子育て力の充実	行政 協働	検討	実施			
④ひとり親家庭への支援	行政 協働	検討	実施			
⑤児童生徒への支援体制の充実	行政 協働 (各機関、団体など	実施				

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
放課後子ども教室・児童クラブの登録児童数	４４２人	８１４人

１－（２）－④災害時に備えた支援体制の充実
～いざという時に備えよう！～

現状と課題

○大災害時には、道路や交通機能の混乱、同時多発する火災などにより、消防や警察などの公的機関が十分に対応できなくなる可能性があります。
東日本大震災以降、市内では、自治会、自主防災会をはじめ、学校や事業所など、地域での防災訓練の開催が増え、市民の防災に対する関心が高まってきており、地域の防災力向上への積極的な取り組みが進められています。

○平成２５年に災害対策基本法が改正され、災害時における、障がいのある人や高齢者世帯等への支援のあり方が、「災害時要援護者対策」から「避難行動要支援者対策※1」に変更となり、市町村に対象者の名簿作成が義務付けられました。
同時に、市町村が避難行動要支援者本人から同意を得ることを前提として、平常時から消防機関や民生委員などの避難支援等関係者に情報提供ができるようになりました。いつ発生するか分らない災害に備えて、平常時からの避難支援体制づくりの推進が求められています。

取り組み方針

○地域の防災訓練などを通じて、行政や消防、消防団、自治会、自主防災会、家庭、個人それぞれの役割分担を明確にし、連携して対応していきます。

○地域全体で災害に対応することができるよう、高齢者や障がいのある人などの要配慮者にも防災訓練への参加を働きかけ、地域での自主的な避難支援体制づくりや、避難所運営に向けた支援を行い、地域防災力の向上を目指します。

取り組み内容

①地域における防災訓練や防災研修などの開催
- 自治会や自主防災会、学校、事業所などが主催して実施する防災訓練や防災研修に、行政や消防など関係機関と連携しながら取り組み、要配慮者にも訓練に参加しやすい防災活動となるように努めます。
- 訓練を通じて、要配慮者へも対応した避難所の自主的な運営への支援を行います。

②地区防災計画の策定
- 地域の地形や特色などを盛り込んだ「地区防災計画※2」の策定を進め、地域の防災力向上に努めます。

③避難行動要支援者対策の推進
- 一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がいのある人などを、災害時に地域で支え合う体制づくりを進めるのために制度の周知と理解の促進に努めます。
- 「日向市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、自助・互助・共助及び公助と連携した避難支援体制の構築を図っていきます。

④多様な情報伝達の確保

・非常時における情報伝達について、音声や文字情報など多様な手段を確保します。

⑤災害用備蓄品の整備

・「日向市備蓄計画」に基づき、食料や飲料水、避難所用資器材などの備蓄を進めます。

・各家庭においても、非常用持出袋の準備や 3 日分程度の食料の備蓄の啓発を行います。

⑥防災士の養成と支援

・地域の防災リーダーを育成するため、防災士養成の支援を行います。

※1　**避難行動要支援者対策**：災害発生時等に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人などを、避難行動要支援者として市町村が名簿を作成し、円滑かつ迅速な避難に結び付けるものです。対象者には、市町村から名簿登録申請書（名簿提供同意書）を送付し、申請（同意）があった場合には、警察や消防、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に名簿を提供し、地域における災害発生時等の避難支援や安否確認等を行うための仕組みづくりを進めることになっています。要件に該当しない方でも申請書を提出することで登録ができます。

問い合わせ：日向市役所福祉課　☎0982-52-2111(内線 2162)

※2　**地区防災計画**：地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①地域における防災訓練などの開催	協働 (区、事業所等)	実施				
②地区防災計画の策定	地域 行政	協議	・策定	・修正		
③避難行動要支援者対策の推進	行政 地域	啓発	・実施			
④多様な情報伝達の確保	行政	実施	・調整			
⑤災害用備蓄品の整備	地域 行政	整備				
⑥防災士の養成と支援	協働 (区、事業所等)	実施				

目標値

	平成２８年度（現状）	平成３４年度（目標）
防災訓練・研修会等の実施回数	年１２３回	年１５０回
地域防災訓練などへの年間参加者数	１２,０７０人	１５,０００人
地区防災計画の策定（累計）	２地区	４０地区

2-(1) 進めよう理解と共生・協働で、安全・安心のまちづくり

私たち人間は、地域社会の中で一人では生きていけません。人それぞれの「ちがい」を認め、理解し共に助け合って生きています。

「ちがい」を認めるということは、「他人」を認めること。言い換えれば、相手の人権を尊重することでもあります。私たちは、そう教えられ、経験をして学んできました。

特性やニーズは一人ひとり違います。だからこそ、基本的なことを正確に理解していくことが大切です。当事者と共に地域で勉強会などを開き、地域住民を啓発していくことも必要な行動です。

生活の悩みを抱えた人たちを含め、地域のありようを一体となって考えていくこと（理解）が、地域の福祉力を高め、誰もが暮らしやすい地域の姿（共生）につながるのではないでしょうか。

そのため、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員がそれぞれに活動するだけではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められています。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人間関係の希薄化等により、子育てに悩む親、児童や高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者等からの暴力が増えています。

さらに、ひきこもり、非正規雇用の増加など、複合的な要因から生活に困窮する家庭、子どもの貧困率も増えてきています。

また、犯罪をした高齢者の再犯率が全世代の中でも高く、知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至るまでの期間が短いことなどから、再犯を防止し社会復帰を支援する取り組みが求められています。

さらに、平成 28 年４月の障害者差別解消法や日向市手話言語条例の施行、神奈川県の障害者支援施設での入所者殺傷事件や地下鉄のホームでの視覚障がいのある方の相次ぐ転落死亡事故の発生などに伴い、障がいのある人へのさらなる理解を広げるための取り組みが求められています。

その他、増加している認知症高齢者や一人暮らし高齢者、知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人々の権利を守り、誰もが安全・安心に暮らせるしくみづくりが課題となっています。

共に生きる「福祉の心」を理解し、「児童や高齢者が何を考えて何を感じているのか」、「子育て中の人は何が大変なのか」、「障がいのある人はどんなことに困っているのか」、「判断能力の低下した人の権利をどう守るのか」、特性やニーズはひとり一人違いますが、それぞれの地域で社会的な孤立や社会的な排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに理解しあい、助け合い、支え合い、課題を解決していくことで、「安全・安心な地域共生社会」の実現を図っていくことが求められています。

２－（１）－①共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進
～一人ひとりの意識の中に～

現状と課題

○市民や団体へのアンケートや座談会で分かったことは、「地域福祉計画」のことを知る人が少ないということでした。地域における助け合い、支え合いの福祉活動を活発にするために、まず「地域福祉」について知っていただく必要があります。
○地域福祉は、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく地域に暮らす住民がお互いを認め合い、尊重し、共に生きる地域社会であることを基盤としています。地域・行政・学校・社会福祉協議会等が連携し、偏見や差別をなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ることが重要です。
○小中学校においては、幼稚園や保育所（園）、高齢者や施設入所者などとの世代間交流、アイマスクや車椅子などの福祉体験学習など、福祉教育が行われています。
○市民一人ひとりの意識の中に、互いに思いやり助け合う「福祉の心」を根付かせ、全ての人の人権が尊重され誰もが幸せに暮らせるよう、幼児教育や学校教育、生涯教育などあらゆる機会を捉えて福祉教育を推進することが重要です。

取り組み方針

○地域における助け合い・支え合いが根付くよう、地域福祉に関する意識啓発を行い、市民認知度の向上を図ります。
○地域における人権意識の醸成を図ります。
○教育部門との連携による福祉教育の推進を図ります。

取り組み内容

① 地域福祉に関する普及啓発
・市広報をはじめ、自治会（区）や団体などの会合やイベントなど、あらゆる機会を通じて、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の周知・啓発に努めます。

② 学校と地域での福祉教育の推進
・市内小中学校や高等学校、社会福祉協議会や地域住民と連携し、地域住民や地域活動団体、サービス提供事業者などの協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。

③ 日常的な交流の促進
・地域の中で、さまざまな世代間交流を行うことで、人への優しさや思いやりの気持ちが自然にあふれる「絆」の強い地域づくりを推進します。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①地域福祉の普及啓発	行政 社協	実施				
②学校と地域での福祉教育の推進	協働 (地域) 社協	実施				
③日常的な交流の促進	協働 (地域)	実施				

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
福祉教育	年 25 回	年 30 回

２－（１）－②ヘルシースタート事業の推進
～子育て安心・切れ目のない子育て支援～

現状と課題

○家族形態の変化に伴い、子育ての悩みやストレスが増加しています。親同士の交流や子育てに関する情報交換、気軽に相談できる窓口の設置などが求められています。
○医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害をなくし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うことが求められています。

取り組み方針

○安心して子どもを生み育てられるまちづくりに積極的に取り組みます。
○妊娠・出産・育児等に関する相談を受け、切れ目ない支援を行います。

取り組み内容

① ヘルシースタート事業の充実
- 日向市子育て世代包括支援センターを中心に、「産前・産後サポート事業」※1「産後ケア事業」※2「家族・親子支援プログラム」※3などのヘルシースタート事業※4の充実を図り、切れ目のない支援体制を作り上げます。

② 子育て負担の軽減
- 経済的負担軽減のため、乳幼児医療費助成を引き続き行います。
- 働く親や病中病後の育児支援としてコーディネーターを配置し、支援ニーズの把握、ボランティアの派遣などの支援を実施します。

③ 親(保護者)への相談支援
- こんにちは赤ちゃん訪問、助産師・保健師による家庭訪問などをとおして、気軽に相談できる関係性を作ります。
- 子育てについてさまざまな悩みを抱える親（保護者）に対して、相談・情報提供を実施します。また、土・日曜日などでも気軽に相談できるような窓口設置の検討を関係機関とともに協議していきます。

※１　**産前・産後サポート事業**：支援を必要とする妊産婦及びその乳児を対象に、家庭や地域での孤立感の解消と家族の精神的・身体的負担の軽減を図るために行う事業

※２　**産後ケア事業**：支援を必要とする産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業。

※３　**家族・親子支援プログラム**：子どもとの関係に不安や悩みを抱える保護者に対し、良好な親子関係を構築するために、子どもとのコミュニケーションの取り方や子どものしつけの方法を学ぶプログラム。

※４　**ヘルシースタート事業**：医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害をなくし、『全ての子どもに幸せな人生のスタートを応援する』ために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、「地域母子保健、育児支援システム」を構築すること。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①ヘルシースタート事業の充実	行政、学校、社協、NPO、産婦人科など	検討	・実施			
②子育て負担の軽減	行政 社協	実施				
③親（保護者）への相談支援	協働 (NPO、子育て支援センターなど)	検討	・実施			

２－（１）－③障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり ～理解を深めるための研修・交流・連携を～

現状と課題

○近年、障がいに対する社会理解度を見ると、啓発や学習、相手を知るという交流の不足等の理由や障がいに対する特別視などもあり、まだまだ理解が深まったとは言えない状況にあります。

○精神障がいのある人に対する偏見や差別は、憶測や理解不足に基づく意識等によるものであり、当事者が就労や居住などの面で不利益を被るなど、地域生活のさまざまな面で困難を強いられている現状があります。

○手話を「言語」として明確に位置付け、手話の理解促進と普及をはじめ、手話を使用しやすい環境づくりを推進し、円滑な意思疎通の中、全ての市民が暮らしやすい地域社会の構築を目指すため、平成２８年４月１日に全国に先駆けて県内初となる「日向市手話言語条例」を施行しました。

取り組み方針

○障がいのある人とない人が、お互いの個性を尊重しあい、思いやりの心を大切にする人間関係を育んでいけるように努力し、「真にバリアのない社会」を構築し、「心のバリアフリー化」を図ります。

○障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指して平成 28 年 4 月から施行された、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（通称：障害者差別解消法）」を広く地域住民に対し周知を行います。

○「手話の理解促進・普及の推進」、「手話を使用しやすい環境」の構築により、ろう者が安心して意思の疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指します。

取り組み内容

① 啓発・学習

・市広報やホームページ、フェイスブックへの掲載、市が主催する大会等でのチラシ配布に加え、更に理解を深めるために、「ＦＭひゅうが」などのメディアを活用し、障がいに関する正しい知識の啓発を行います。

・地域で、当事者及び関係者の話を聞く会などを開催し、学習を行います。

・民生委員・児童委員をはじめ、地域住民が障がいを正しく理解する研修機会を持ちます。

・手話奉仕員養成講座や市民手話講習会を通じて、多くの市民が「手話」に接する機会の醸成をさらに進めます。

・市政出前講座を地域で開催し、市民へより広く「障害を理由とする差別の解消に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の周知を図り、障がいのある人に対する合理的配慮についての理解を広げます。

② 交流の促進

・地域の行事に障がいのある人を招待したり、施設や病院の行事に地域住民が参加したりしながら交流を深めます。

・小中学校の児童生徒と障がいのある人とのふれあいの場をつくります。

・障がいのある人とない人との交流の場として、障がい者センター「あいとぴあ」の活用を促進します。

③ 地域の連携

・障がいのある人ない人を問わず、地域の課題を解決するために、区長や民生委員・児童委員、福祉・ボランティア団体等との連携を深めます。

・地域における障がいのある人への理解を深め、障がいのある人もない人も尊重され、自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

④ 当事者による情報発信

・障がいのある人も、普段から地域とのコミュニケーションを大切にします。

・自らが情報を発信して、障がいの理解を促すことに努めます。

今後の取り組み	実施主体	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①啓発、学習	地域 行政	実施 →				
②交流の促進	行政 NPO	実施 →				
③地域の連携	地域 社協	検討・実施 →				
④当事者による情報発信	当事者	実施 →				

目標値

	平成２８年度（現状）	平成３４年度（目標）
障がい者センター利用者数	１３，６１５人	１５，５００人
日向市手話奉仕員養成講座の修了者数	25人	29人

２－（１）－④虐待・暴力（ＤＶ）防止、犯罪・再犯防止と社会復帰の支援 ～虐待・暴力・犯罪のない明るい社会～

現状と課題

○全国的に児童虐待をはじめ高齢者や障がいのある人などへの虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下「ＤＶ」という。）が増加しています。虐待や暴力は、どこでも起こる可能性があり、本市でも類似するような事例が発生しています。

○虐待や暴力の範囲は多岐にわたり、さらには、学校でのいじめ問題など困難な課題を抱えています。また、その背景には、親族、近隣、友人からの孤立、また経済的な問題など、家庭や地域を取り巻く複雑な問題があり、虐待や暴力の防止にはこれらのリスクを少しでも取り除く取り組みが必要です。

○虐待や家庭内暴力は、第三者が関与しにくい自宅などの外部からは見えない場所で発生することから、児童相談所や福祉事務所などの公的機関が把握しにくいという面があります。そのため、関係機関の連携や日頃からの地域での関わり、見守りが必要です。

〇犯罪をした者や非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」と表記します。）の多くが安定した職業に就くことができない等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることから、平成 28 年 12 月 14 日に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。高齢や障がいがある等の理由から、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対して、必要な保健医療、福祉サービス等を適切に提供し、地域での生活を可能にするための施策を地域福祉として一体的に展開することが求められています。

取り組み方針

○虐待や家庭内暴力を一番発見しやすいのは、隣近所の住民や日常生活で接触する関係機関の人たちです。異常に気づいたりその疑いを感じたら声掛けをする、関係行政機関や民生委員・児童委員など、誰かに知らせるといった相談体制の整備を図ります。

〇虐待や配偶者等からの暴力（ＤＶ）の防止について一般市民はもとより地域や施設等への啓発活動を推進します。

○「子どもの権利に関する条約※1」を遵守し、子どもがいきいきと育っていくことができる社会環境づくりに取り組みます。

〇保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対して、再犯防止等に関する施策が円滑に行われるように関係機関や民間団体等と連携して必要な保健医療、福祉サービス等を適切に提供し、社会復帰を支援します。

〇犯罪・再犯の防止啓発を図るために「全国地域安全運動」「社会を明るくする運動」を推進します。

取り組み内容

① 相談支援体制の充実

- **市役所をはじめとする相談機関とのネットワークを生かし、虐待や配偶者等からの暴力（ＤＶ）防止に関する啓発活動を行うとともに、各種相談窓口と支援事業の周知に努めながら、相談支援体制の充実を図ります。**
- **子どもを守る関係機関との連携のもと、要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・協力体制を強化し、虐待の防止に努めると共に、迅速な対応に努めます。**

② 住民の協力による早期発見

- **児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力（ＤＶ）を発見した場合、速やかに通告することは市民の義務であることや、その場合の連絡先※2について周知し協力を呼び掛けていきます。**

③保護者や介護者などの孤立化の予防

- **子育て期の保護者に、親子グループや子育てサークルなどへの参加を促し、また、高齢者の介護者には、家族介護者交流事業などへの参加を促し、仲間づくりを促進して孤立化の予防を図ります。また、障がいのある人の養護者の負担を軽減するために、必要な福祉サービスの利用促進や地域における支援ネットワークの構築に努めます。**

④地域での声掛けの実施

- **隣近所での声掛けにより普段から何でも相談できるような地域社会をつくり、ちょっとしたサインも見逃さず虐待の予防を進めます。**

⑤保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

- **家族はもとより行政機関をはじめ保護司や民生委員・児童委員、企業、学校などの地域の関係者、警察署や保護観察所など様々な分野の機関と連携し、当事者が必要とする保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を総合的に推進することにより社会復帰を支援します。**
- **日向地区防犯協会や保護司会、青少年育成センター等と連携し、「全国地域安全運動」や「社会を明るくする運動」等による啓発活動を推進し、犯罪・再犯の防止に努めます。**

※１　子どもの権利に関する条約：正称名称は「児童の権利に関する条約」。18 歳未満の子どもを、保護の対象としてのみならず、権利の主体としてとらえ、具体的な権利内容を総合的に規定した条約。

※２　日向市役所　☎0982-52-2111(代表)
児童虐待：こども課
障がい者虐待：日向市障がい者虐待防止センター（福祉課）
高齢者虐待：高齢者あんしん課、地域包括支援センター
DV：地域コミュニティ課、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」相談室
犯罪・再犯防止：市民課

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①相談支援体制の充実	行政 協働 (各機関、団体など)	実施				
②住民の協力による早期発見	地域	実施				
③保護者や介護者の孤立化の予防	行政 協働 (地域)	実施				
④地域での声掛けの実施	地域	実施				
⑤保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援	行政 協働 (各機関、団体など)	実施				

２－（１）－⑤権利擁護の推進（成年後見制度の充実）
～地域で安心して暮らせる仕組みづくり～

現状と課題

〇介護保険制度や障害者総合支援法などに基づく、選択・契約による福祉サービスの利用は、利用者本人と福祉サービス事業者が対等な立場に立つことが前提となっていますが、利用者が弱い立場に置かれることも多く、福祉サービスの利用に関する苦情等について相談しづらい実情があります。

〇近年、認知症高齢者の増加や知的障がい・精神障がいのある人の地域移行、また、核家族化の進展に伴うひとり暮らし高齢者の増加などにより判断能力が不十分な人びとが急速に増加しています。

〇社会福祉協議会では、判断能力が不十分な要援護者が自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や「日常生活自立支援事業」を実施していますが、近年、判断能力の喪失や身元保証の問題、死後対応など、「日常生活自立支援事業」では対応が難しい事例が増えてきており、成年後見制度の利用支援など、権利擁護を更に推進していく必要があります。

○今後、契約締結や財産管理、相続などの意思決定が困難な認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人の増加に伴い、その不十分な判断能力を補い、権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まるなか、弁護士などの専門職による後見人のほか、一般市民による後見人の育成・確保が課題となっています。

取り組み方針

〇判断能力が不十分な認知症の人や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護に関連する事業や制度の周知・啓発を図ります。

○自ら判断することが困難な福祉サービスの利用者に対し、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度利用支援事業」により成年後見制度の利用を支援し権利擁護を推進します。

○後見を担う弁護士や社会福祉士等の専門職が不足することが見込まれることから、法人後見体制の整備や市民後見人の育成支援及びその活用に向けた取り組みについて検討します。

取り組み内容

①日常生活自立支援事業の利用支援

・判断能力が不十分な要援護者に対し、「日常生活自立支援事業」の利用を支援するとともに、事業の周知・啓発を図ります。

②成年後見制度の利用支援

- **判断能力が不十分な要援護者やその家族に対し、「成年後見制度利用支援事業」による成年後見制度の利用費用の支援、制度の周知・啓発を図ります。**

③法人後見体制の整備・市民後見人の養成

- **弁護士などの専門職による後見に加え、法人後見体制の整備を進めるとともに、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた今後の取り組みについて検討します。**

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①日常生活自立支援事業の利用支援	（行政）社協	実施 →				
②成年後見制度の利用支援	行政 社協	実施 →				
③法人後見体制の整備・市民後見人の育成支援	（行政）社協	実施 →				

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
市民後見人養成研修受講修了者数（延人数）	4人	25 人

２－（１）－⑥生活困窮者等（家庭）への支援
～個別の支援を地域の支えあいにつなげよう～

現状と課題

○リーマンショック（平成２０年９月）以降のデフレ経済が進行する状況の下、非正規雇用の増大やニート、ひきこもり等が顕著となり、格差や貧困の連鎖が社会問題化しています。生活保護受給者は平成２５年に２１６万人を超えて過去最多となり、ほぼ横ばいで推移しています。

○このような中、生活保護に至る前の段階での支援として「生活困窮者自立支援法」が平成２７年４月より施行されました。本市では平成２６年１２月に「日向市生活相談支援センター心から（ここから）」を開設し、自立相談支援、家計相談支援、子どもの学習支援、若者の居場所サロンに取り組んでいます。

○「子どもの貧困率」は、平成２７年時点では１３．９％と、７人に１人の子どもが貧困状態の中にあるとされ、ひとり親世帯の相対的貧困率は５０．８％に至っています。本市では、平成２９年３月に、子どもの貧困対策をとりまとめた「日向市子どもの未来応援推進計画」を策定しました。

○生活に困窮する家庭の多くは複合的な問題を抱え、そのために貧困の連鎖や地域における孤立といった課題にも至っています。行政・関係機関・地域が連携して、各家庭の困りごとや困窮を発見して、その支援を協力して取り組み、お互いを支えあえる基盤を形成していく必要があります。

取り組み方針

○生活に困窮する家庭に対して総合的な支援を関係機関が連携して取り組むとともに、子どもの学習支援や社会参加の機会提供等の地域支援を推進します。また子どもの貧困の解消に向けた施策を展開するとともに、市民総ぐるみによる子ども応援を推進します。

取り組み内容

①関係機関が連携した相談支援

・困窮した家庭に対し、生活課題を整理して支援を方針づけ、関係機関と連携した健康増進・就労支援・家計支援や諸制度の活用の取り組みを通して、社会参加や自立を促進します。

②学習支援や社会参加の機会提供など地域支援の推進

・市民の協力のもと、生活困窮者自立支援及び生活保護の実施において、子どもの学習支援や、要支援者への社会参加・就労体験の機会提供など地域における支え

あいを推進します。

③子どもの貧困対策と「子どもの日向（ひなた）づくり運動」の推進

- 子どもの貧困の解消を目指して、「日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、行政においては、子どもの成長段階に応じたサポートや総合的な生活支援、支援ネットワークの確立等の施策を展開します。
- 市民は「子どもの日向（ひなた）づくり運動※1」として、家庭・企業及び産業・地域において、身近な子ども・家庭の居場所支援や相互交流、体験機会の提供などに取り組みます。

※1　**子どもの日向（ひなた）づくり運動：**「日向市子どもの未来応援推進計画」（平成 29 年３月策定）において位置づけた、市民が家庭・企業及び産業・地域で、身近な子ども・家庭の支援（関わり・見守り）や応援（機会の提供など）を取り組む運動。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
① 関係機関が連携した相談支援	行政 関係機関	実施	→	→	→	→
② 学習支援や社会参加の機会提供など地域支援の推進	協働 (地域)	実施	→	→	→	→
③子どもの貧困対策と「子どもの日向づくり運動」の推進	協働 (地域)	実施	→	→	→	→

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
生活困窮者支援に協力する市民・事業者数（人・事業所）	３１人・事業所	４５人・事業所
生活保護・自立助長推進世帯が自立した割合	２１．２％	３２．８％
子ども・家庭の生活支援拠点の整備数	-	１か所

2-(2) 助け合いと支え合いの組織と人材育成

地域における助け合い、支え合い（互助・共助）については、誰もがその必要性を認識していると思いますが、実際はなかなか具体的に形が見えてこない極めて難しい課題でもあります。

市民一人ひとりの意識の中に、全ての人が共に生き共に育つ、互いに思いやり、助け合う「福祉の心」を根付かせることが、地域における助け合いの仕組みをつくり上げることであり、誰もが安心して暮らせる地域福祉のシステムを構築することにつながると言っても過言ではありません。

この地域福祉を築くということは、さまざまな人がいて、お互い一人ひとりを大切にする新たな地域のつながりづくり、つまり誰もが安心して暮らせる地域福祉力の高い地域社会を再構築していく作業だとも言えるのではないでしょうか。

そのため、地域で「困っている人」、「支援が必要な人」を把握した際に、地域の人たちが「自分たちで何かできないか」と「我が事」として捉えるなど住民主体による助け合いと支え合いの体制づくりやＮＰＯなどの地域内の多様な団体による支え合いの仕組みづくりが求められています。

２－（２）―①地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり ～“助け合いのこころ”を育もう～

現状と課題

○生活環境が豊かになる一方で、家庭環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、近所付き合いの必要性への意識が薄れてきています。その結果、お互いに助け合う心を育む機会が少なくなっており、近所付き合いが苦手な人が増えています。
○少子高齢化と核家族化の傾向が高まり、障がいのある人も年々増加傾向にあり、要援護世帯の見守りや子育て世帯への支援などのニーズが高まっています。

取り組み方針

○地域が連携して、一人ひとりを大切にする支え合いの仕組みづくりを図ります。

取り組み内容

①住民主体による助け合いの体制づくり
・地域で「困っている人」、「支援が必要な人」を把握した際に、地域の人たちが「自分たちで何かできないか」と「我が事」として捉えるなど、住民の主体的な支え合いの意識を育み、助け合いの体制づくりを進めながら、安心して暮らすことのできる地域づくりと生きがいづくりの推進を図ります。
②地域福祉を推進する機関・団体との連携強化と課題整理
・各地域において、地域住民が主体となって見守り活動等を行っています。まちづくり協議会は、健康福祉に関する部会を設置し、安心していきいきと暮らしていけるまちづくりを進めています。それぞれが地域福祉の推進のために活動をしていますので、お互い連携しながら、どのような在り方がよいか課題整理していきます。
③民生委員・児童委員の活動推進
・民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として、困りごとの相談や見守り活動など積極的に活動を行っています。活動を推進しやすい環境を作っていきます。
④ＮＰＯなど多様な市民組織の活動支援
・地域福祉の推進は、地域を構成するさまざまなＮＰＯなどの地域内の多様な団体による支え合いの仕組みづくりが必要です。ＮＰＯなどの多様な市民組織が、市民活動支援センターをはじめ地域資源を活用しながら、地域内の関係機関と連携し、市民活動の充実強化を図ることを支援します。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①住民主体による助け合いの体制づくり	行政 協働	検討	・実施			
②地域福祉を推進する機関・団体との連携強化と課題整理	行政 協働	課題・	整理・	連携		
③民生委員・児童委員の活動推進	行政 社協	実施				
④ＮＰＯなど多様な市民組織の活動支援	協働 (ＮＰＯなど)	検討・	実施			

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
市民活動支援センターの利用者数	3,725 人	3,850 人

２－（２）―②専門的人材の育成・確保
～育てよう、増やそう、スペシャリスト～

現状と課題

○障がいのある児童の早期発見と適切なアドバイス、高齢者や障がいのある人などの支援を必要とする人への適切な介護支援が求められています。
○福祉の質を上げるには、正確な知識と経験を持ったスペシャリストの育成・確保が急務です。
○適切な支援を行うには、相談員やケアをする人の資質の向上も重要です。

取り組み方針

○福祉に関わる専門的人材の育成、確保はもちろん、地域福祉活動を担う多様な人材を養成していきます。

取り組み内容

① 専門的人材の育成
・あらゆる福祉ニーズに対応するため、知識と経験を兼ね備えた専門的人材を、福祉、医療、保健、教育など各分野が連携して育成します。

② 専門的知識を持った担当者の育成、確保
・必要な相談・情報・支援が得られるよう問題に的確に対応できる、総合的な知識を身に付けた人材を育成するとともに、専門資格を有した職員を採用します。

③ 地域における福祉人財の発掘・養成
・地域の中で子育ての終わった人や在宅介護の経験を有する人など、子育てや介護の分野において豊富な経験や知識を持った人たちに協力を要請します。

④ 地域福祉コーディネーターの育成
・地域の状況に応じて、的確な支援をコーディネートできる、宮崎県が養成している地域福祉コーディネーターを育成します。

⑤ ファミリーサポートセンター事業の推進、充実
・ファミリーサポートセンター※1の登録数の増加を図り、地域の子育て支援者である「お助け会員」と「お願い会員」が利用しやすいようコーディネートを行います。

※1　**ファミリーサポートセンター**：子育てを地域で相互援助するお手伝いの組織。育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士が支え合うもの。
連絡先：ＮＰＯ法人こども遊センター　日向市上町３番１５号日向商工会館１階　☎0982-54-1635

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
① 専門的人材の育成	協働（機関、施設など）	実施				
②専門的知識を持った担当者の育成・確保	行政	実施				
③地域における福祉人財の発掘・養成	地域	発掘・	養成			
④地域福祉コーディネーターの育成	協働（ＮＰＯなど）	実施				
⑤ファミリーサポートセンター事業の推進、充実	協働(ＮＰＯなど)	登録・	派遣			

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
ファミリーサポートセンター年間利用者数	318 人	400 人

3-(1) 広げよう連携交流、構築しようネットワーク

少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は著しく変化してきており、市民一人ひとりが抱える生活課題は、必ずしも一つではなく、しばしば、医療・保健・福祉その他の生活関連分野にまたがるものになっています。市民が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、すべての人が暮らしの中で困ったときに、生活全般に関する問題をいつでも気軽に相談できる体制の整備が求められています。

高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など制度ごとのネットワークづくりが推進されてきています。今後はさらに既存制度の充実を図りながら、包括的な相談支援体制を構築するために、各種制度やサービスの種類、市民・各種関係団体・地域・行政などの実施主体の枠を超えて、お互いがつながり合うネットワークが必要です。

例えば、高齢者の生活の質の向上を図るには、健康に関わる課題を担う医療・保健の部門と、福祉施策を考える部門の密接な連携が欠かせませんが、まだ十分とは言えません。また、ボランティア活動にしても、社会福祉協議会が支援を担う一方で、行政にも市民活動の推進を担う部門が存在し、それぞれ独自に事業を進めています。身近なところでも、見守り訪問などで高齢者支援に取り組む自治会の自主グループと地区の民生委員との間でも密接な連携が図られていない場合もあります。

このような関係団体・機関と相互に連携が図られれば、地域の福祉力を格段に向上させることも可能です。身近な地域の中で気軽に相談することができるよう、相談窓口の充実と、地域における人的ネットワークが求められています。

行政と市民が知恵を出し合って、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を作るには、市民が抱える問題を起点として、専門分野、縦の組織関係などを超えた横の連携を強め、情報の共有をさらに広げていくことが求められています。

３－（１）－①地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ
～いつまでも住み慣れた地域で～

現状と課題

○団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年以降も、２０３５年をピークに７５歳以上人口は増加し続けます。
○７５歳人口が増加し続ける中、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る必要があります。
○急速な高齢化に伴い、認知症高齢者がこれまで以上に増加していくことが見込まれています。認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要になっています。
○年齢が上がるにつれ、外出をためらい閉じこもりがちになる傾向が顕著になっています。高齢者一人ひとりを支えることができる「地域づくり」が必要ですが、少子高齢や核家族化などにより住民同士の関係が希薄化し、地域の支え合い機能そのものが脆弱化するなどの課題が出てきています。
○少子高齢にともない、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。これらの世帯に対する地域での見守り支援が求められています。
○高齢の親と働いていない独身の子が同居している世帯（いわゆる「８０５０」）や介護と育児に同時に直面している世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、家庭の課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは、適切な解決策を講じることが難しいケースも出てきています。

取り組み方針

○重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。
○介護状態の重度化防止、状態の維持、改善に向けた支援のみならず、介護状態にならないための介護予防事業の充実を図っていきます。
○ひとり暮らしの認知症高齢者が地域で安全に安心して生活が出来るよう、医療と介護の連携によるサポート体制の整備や認知症初期集中支援チームによる的確な支援体制の整備など専門職による支援体制の充実を図っていきます。また認知症に対する正しい理解を本人や家族に対する地域からの見守り支援体制などを確立するため、啓発活動や地域住民による生活支援体制の充実を図っていきます。
○地域住民をはじめ、自治会（区）、高齢者クラブ、ボランティアなどのＮＰＯが主体となった高齢者のための生活支援や介護予防活動に対する支援を図っていきます。

○高齢者一人ひとりの健康状態を把握するために、計画的なニーズ調査を実施していきます。
○高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援へと拡げ、全世代型の包括的な支援体制づくりを目指します。

取り組み内容

①地域ケア個別会議の深化・推進
・医療と介護の連携による生活の質の維持向上、自立支援・要介護度の重度化防止・維持・改善及び専門職のスキル向上を目的に実施している地域ケア個別会議の更なる深化・推進を図っていきます。
②圏域別地域ケア会議の充実
・地域の困りごとを特定し、地域の力で解決することを目的とした圏域別地域ケア会議の充実を図ります。
③サービスの充実
・重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう医療・介護サービスの充実に努めます。
・介護状態になっても自立、維持、悪化の防止ができるよう、自立支援型介護サービスの充実に努めます。
・介護状態にならないよう、介護予防サービスの充実に努めます。
・認知症の人の容態に応じた適切な医療、介護の提供体制の整備に努めます。
④高齢者ニーズ調査の実施
・介護リスクを未然に防ぐことを目的に、すべての高齢者に対するスクリーニング調査を実施します。
⑤高齢者を地域の力で支える仕組みづくり
・高齢者個人の困りごとや地域の困りごとを丸ごと解決するために、生活支援コーディネーター制度の充実を図ります。
・高齢者クラブ、地域住民、ボランティアなどのＮＰＯによる高齢者の支援体制の整備を図ります。
・地域における高齢者への支援体制の向上を目的に「介護予防サポーター」の養成を実施します。
⑥認知症のある方に対するサポート体制の充実
・認知症がある人に対するサポート体制の充実を図るため、認知症初期集中支援チームの充実を図ります。
・認知症のある人への理解を深めるため、認知症ケアパスの整備・充実を図ります。
・認知症のある人を地域の力で支えるため、「認知症サポーター」の養成・充実を図ります。
⑦情報提供の充実

・介護保険制度、高齢者支援制度の市民や介護事業者等への理解を図るため、事業説明会や出前講座等の充実を図ります。

⑧全世代型地域包括ケアの仕組みづくり

・高齢者だけでなく、障害のある人や子ども、生活困窮等の複合化した課題を丸ごと受け止められるように、医療・介護・福祉等の異分野・多専門職や団体等と連携を図りながら、全世代型の地域包括ケアの仕組みづくりを行います。

今後の取り組み	実施主体	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①地域ケア個別会議の深化・推進	行政、事業者 専門職 包括支援センター	実施	→	→	→	→
②圏域別地域ケア会議の充実	行政、事業者 地域、社協 包括支援センター	実施	→	→	→	→
③サービスの充実	行政、事業者 包括支援センター	実施	→	→	→	→
④高齢者ニーズ調査の実施	行政 包括支援センター	実施	→	→	→	→
⑤高齢者を地域の力で支える仕組みづくり	行政、事業者 地域、社協 包括支援センター	検討	→	→	実施	→
⑥認知症のある方に対するサポート体制の充実	行政、社協 地域、事業者	実施	→	→	→	→
⑦情報提供の充実	行政、社協 事業者	検討	実施	→	→	→
⑧全世代型地域包括ケアの仕組みづくり	行政、事業者 地域、社協	検討	→	→	実施	→

目標値

	平成28年度（現状）	平成34年度（目標）
地域ケア個別会議の開催回数（回／年）	１０回	５２回
圏域別地域ケア会議の開催回数（回／年）	１０回	１２回
地域で自主的に開催する介護予防教室数	２２か所	１００か所

３－（１）－②包括的相談支援体制の構築
～ひろげよう！ネットワークと異分野連携～

現状と課題

○少子高齢や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が著しく変化し、住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきています。高齢者や子育て、障がい、生活困窮、ひきこもりなど複合的な課題を抱える世帯が増加しています。

○高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など制度ごとのネットワークづくりが推進されてきています。

○「地域包括ケアシステム」をさらに全世代・全対象へ拡げ、すべての人が暮らしの中で困ったときに、医療、保健、介護、貧困、育児など、生活全般に関する問題をいつでも気軽に相談できる体制の整備が求められています。

○医療、保健、福祉、教育、またその他関係する専門機関のお互いの専門性を超えた異分野間の連携体制の充実が求められています。

○地域住民の安全・安心な生活を丸ごと受け止めるために、地域に密着した活動に取り組んでいる民生委員・児童委員や、社会福祉協議会、地域包括支援センターや自治会などの組織の連携・協力が不可欠となっています。

取り組み方針

○住民の生活課題を、包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐことができるように、医療、保健、福祉、教育などの多職種・多専門職が分野を越えた横断的な連携体制を構築します。

○地域福祉に関わる団体などは、それぞれの社会的な役割を十分に果たすとともに、団体間の連携強化に努めていきます。

○子どもや高齢者・障がいのある人、生活困窮者など支援が必要な人たちに密着した福祉活動を展開していくためにも、地域の福祉について協議し、地域の福祉力を高めるとともに、その地域の自治会（区）や関係する個人や団体、機関との連携を図りながら「地域のネットワーク」構築を推進します。

○地域の生活課題や福祉ニーズは、地域によって異なります。地域に合った支え合いの仕組みづくりを検討します。

取り組み内容

①相談機関のネットワークづくり

・子育て世帯、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などが抱える全世代の複合的な課題に対応するため、福祉に関する相談が一元的にできる体制について検討し

ます。

・行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援包括支援センター、障がい者相談支援事業所、自立相談支援機関等のあらゆる機関や団体がそれぞれの役割分担を整理し、ネットワーク化を図ります。

②医療・介護・福祉など異分野・多専門職の連携強化

・効率的・効果的な支援体制を図るため、医療、介護、福祉等をはじめとした異分野、多専門職の連携体制の充実を図ります。

・異分野連携の効率化を目的にＩＣＴの導入・充実を図ります。

③地域で丸ごとサポートする仕組みづくり

・地域の課題を最も知っているのはそこに住む地域の方々です。地域住民、企業、NPO などとそれを支える行政、社会福祉協議会と協働による地域づくりを進めていきます。

・市民活動の充実と併せて、各地域の団体等と連携・協力した活動を推進していくためにも、地域資源の一つである「市民活動支援センター」の利用を推進します。

・子どもや高齢者、障がいのある人、生活困窮者など様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実を図るために、支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつ運動など日常的な見守りを含めた地域のネットワークづくりを推進します。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①相談機関のネットワークづくり	行政・社協 協働	検討		実施		
②医療・介護・福祉など異分野・多専門職の連携強化	行政 協働 (機関、専門家)	実施				
③地域で丸ごとサポートする仕組みづくり	行政・社協 地域 協働	実施				

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成 34 年度（目標）
医療・介護連携協議会（仮称）の開催（回／年）	0 回	3回

3-(2) 包括的な福祉サービスの提供・利用促進で「丸ごと」支援の推進

住民の生活課題や福祉ニーズにこたえるための福祉施策は、これまで高齢者、障がいのある人、児童など各分野別に作り上げられてきました。

現在では、生活困窮者自立支援法、介護保険制度の大幅な改正、子ども・子育て支援新制度の本格実施など、公的な福祉サービスが大きく変化しつつあると言えます。

しかしながら、公的な福祉サービスは、全国共通の基準で決められており、一定の条件に該当する場合のみに提供されることになりますので、それを満たしていない場合、個人の特殊な事情があっても、必要な福祉サービスを受けられないケースも出てきています。

また、希望するサービスがなかったり、提供しようにもさまざまな制約により実現できなかったりするようなケースもあります。いわゆる「制度の谷間」「地域間の格差」と言われる問題です。

地域における生活支援へのニーズは、少子高齢化や核家族化進行などにより、今後もさらに増加が予想されるとともに、複雑多様化する傾向にあります。

例えば、高齢化に伴う移動困難者の外出、生活必需品の購入、ごみ出し、見守りなどの生活支援ニーズへの対応、さらに、少子高齢化や核家族化が進む現在、共働き世帯や専業主婦が抱える子育ての問題など、行政による支援だけでは対応しきれない多くの課題が生まれてきています。

このようなさまざまな福祉課題に十分に対応していくためには、既存の制度を見直し、その谷間を埋めることが必要になります。サービスを受ける条件の緩和や提供内容の充実・改変など、的確な福祉ニーズの把握に基づく対応が求められています。

また、既存の制度ではどうしても対応できない課題に対するサービスそのものがない場合には、新たなサービスを作り出すことも考えなければなりません。

既存の福祉サービスの見直しや新しいサービスの創設について、行政や社会福祉協議会が中心となって専門機関や関係団体と連携し、検討していく必要があります。

また同時に、地域福祉の観点から、その地域に住む人たちが互助や共助の考え方に立って、意見交換や情報共有などを充実させていくことも重要です。さらに、このような活動を地域に根ざして活発に行っていくには、地域の課題やニーズを捉え、必要な福祉サービスや支え合い活動を地域に密着してコーディネートできる仕組みとして、相談窓口の連携強化や相談支援体制の充実も必要となります。

地域住民、関係機関、行政が一体となって、福祉サービスの不十分なものは充実を図り、不足すれば補い、必要なものは作り出していくという積極性が求められています。

３－（２）－①包括的支援体制の整備、充実
～支援が必要な人へ必要なサービス提供を～

現状と課題

○介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割の場の確保、家計、教育、そして孤立など複雑多様化した課題を抱え、従来の福祉サービスの枠組みを超える支援が必要な人々が増えています。
○「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるように、誰もが生活全般に関する問題をいつでも気軽に相談できる体制、福祉サービスを本当に必要としている人に、必要なサービスを提供することができる環境の整備が重要になっています。
○多様化、複雑化する生活課題、福祉課題に対応するために、地域生活課題を包括的に受け止め、多機関の協働・連携強化を図り、包括的に対応・支援できる体制づくりが必要になっています。

取り組み方針

○複合化する福祉に関する多様なニーズに対応するため、分野横断的に相談できる相談窓口づくり、相談体制の充実を図り、高齢者、障がいのある人、子どもなど地域に住むすべての人が各種サービスを横断的・総合的に利用できる環境の整備、充実を図ります。
○様々な相談窓口が関係機関に存在していることなどを、多様な媒体を通じ積極的な情報発信を行うとともに、様々な相談機関の連携の強化を図ります。
○必要なサービスを適切に受けることができるよう、分野毎の機能強化を図りつつ、庁内関係部署や専門機関の連携による切れ目のない包括的かつ適切なサービスを提供する仕組みづくりを進めます。

取り組み内容

①各種相談窓口の周知
・市広報やホームページ、自治会（区）、多機関の情報誌などで、各種相談窓口をお知らせします。
②職員や各種相談員の資質向上
・相談に必要な技術や知識を習得するため、職員や各種相談員の資質向上に努め、庁内における横の連携、関係機関との連携を図り、専門的な相談機関への連携を強化します。
③関係機関との連携強化
・「住民に身近な圏域」において、多種多様な、複合的な生活課題や福祉課題の相

談に対応するために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自立相談支援機関、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政などに置かれている様々な相談支援機関の横断的な連携強化を図ります。

④包括的支援体制の整備

- 子どもや高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、誰もが支援を必要とするとき、民間企業やＮＰＯなどが行っている福祉活動などや、地域住民による支えあいと公的支援などを連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の整備を図ります。
- 専門機関における支援体制の充実や各種機関、事業所などとの相互連携強化を図りながら、支援が必要な人へ、必要なサービス提供ができる仕組みづくりに努めます。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①相談窓口の周知	行政 自治会など	実施				
②職員や各種相談員の資質向上	行政 専門職	検討	・協議	・実施		
③関係機関との連携強化	行政・社協 地域･包括支援センターなど	検討	・協議	・実施		
④包括的支援体制の整備	行政・社協 ・ＮＰＯ・民間企業など	検討	・協議	・実施		

３－（２）－②障がいのある子どもへの支援の充実
～一人ひとりの個性に合わせて～

現状と課題

○障がいのある子どもが就学・就労するために、その人の障がいの特性にあった適切な教育を行う必要があります。
○社会的自立を目指すために、障がいのある子ども個々の適性や発達段階におけるライフステージなどに合わせて、適切な環境整備や支援を行う必要があります。
○障がいのある子どもを持つ親は、生活や将来に向け大きな悩みや不安を抱えているため、障がいのことや生活に関するさまざまな情報の提供や相談を受ける体制の整備も含め、支援が必要です。

取り組み方針

○障がいのある子どもやその家族が住み慣れた地域で、福祉・教育などの支援を包括的に受けられるよう取り組みます。

取り組み内容

① 相談事業の充実
・障がいや難病の子どもを持つ家族、また発育や発達に不安を抱える家族に対して、相談支援専門員や専門的知識を持った担当者による情報提供、助言など相談支援体制の構築を図ります。

② 障がいのある児童生徒の就学・教育支援の充実
・個々の障がいの種類、程度や能力、また家族の意向を踏まえた適切な就学支援に努めます。また、保育所（園）、幼稚園、小中学校への障がいのある児童生徒の受け入れにおいても、保育士・担当教員と保護者との連携を密にし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育環境づくりを進めます。

③ 「障害児通所支援事業」の充実
・児童福祉法に定められた、障害児通所支援事業としての、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などにおいて、障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作（生活習慣）の指導、集団生活への適応訓練などを実施しており、支援体制の充実を図っていきます。

④ 経済的負担の軽減
・障がいのある子どものいる家庭の経済的負担軽減に努めます。

⑤ 共に学べる教育の場の実現
・学校や地域の育成会などと連携し、できる限り地域において障がいのある子ども

と障がいのない子どもが一緒に教育を受けることができる環境づくりを進めます。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①相談事業の充実	行政、協働 (団体、施設、専門家)	実施				
②障がいのある児童生徒の就学・教育支援の充実	行政、協働 (学校、保育所など)	実施				
③「障害児通所支援事業」の充実	行政 協働	実施				
④経済的負担の軽減	行政	実施				
⑤共に学べる教育の場の実現	学校 地域	実施				

３－（２）－③既存制度の理解と活用、見直し
～支援の必要な人に添った制度に近付けよう～

現状と課題

○福祉サービスが複雑・多様化してきたことにより、サービス内容が分かりづらく、サービス自体を知らない人がでてきています。
○支援が必要な人が、必要とする適切なサービスが受けられるように、支援が必要な人に寄り添った相談・支援体制が必要となっています。
○福祉サービスは法律・条例などに基づいた基準があり、それらの既存の福祉サービスには限界があるため、柔軟に利用できることが求められています。

取り組み方針

〇既存の福祉サービスや制度について周知を図り、必要に応じて見直しを行いながら充実に努めていきます。
○介護保険サービス、障がい福祉サービスの質を確保しつつ、２つのサービスを１つの事業所で受けることができる「共生型サービス」の提供に向け、関係職員の研修、相談支援専門員とケアマネジャーとの情報共有や連携強化を進めます。
○高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備を進めます

取り組み内容

① 既存の制度の周知
・介護保険サービス・障がい福祉サービスは、内容が複雑化しています。利用者や市民への制度の周知を図るため、分かりやすい説明方法などを検討し、制度への理解・利用を促進します。

② 介護保険サービス、障がい福祉サービスの支援方法の検討
・介護保険サービス※1、障がい福祉サービス※2 の対象外となる内容について、当事者組織との協議や市民の意見・要望などを基に、その支援方法を検討します。

③ 共生型サービスの推進(分野横断的な福祉サービス等の展開)
・障がいのある人が高齢になっても使い慣れた事業所で、介護保険サービス、障がい福祉サービスの２つのサービスを受けることができる「共生型サービス※3」を推進します。
・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型サービスの提供、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの推

３－（２）－④制度谷間をつくらない各種サービスの創設、充実 ～きめの細かい福祉活動の促進～

現状と課題

○公的な福祉制度だけでは、その給付条件を満たさないがゆえに必要なサービスを受けることができず、不便を余儀なくされている人がいます。

○公的なサービスが足りなければ、すき間を埋めるサービスをみんなで考え、作り出していくことも必要です。

取り組み方針

○ＮＰＯなどによる「すき間を埋めるサービス」の展開や「隣近所の助け合い」のような地域住民によるきめの細かい福祉活動を促進します。

取り組み内容

①地域における福祉活動の推進

・一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする世帯に対し、見守りや訪問活動、東郷地域の福祉推進事業など、地域ぐるみの取り組みを充実させます。また、地域課題を話し合う場を設け、課題の解決を図ります。

②ＮＰＯなどの育成支援

・公共サービスだけでなく、多様な福祉サービスや事業を継続的・安定的に実施していくためにも、行政だけではなくＮＰＯなどが主体となった事業展開を促進するための支援を行います。

③若年層への福祉教育の推進（福祉・ボランティア講座、体験事業の開催）

・社会福祉協議会では、若年層に対し、普段触れる機会の少ない「福祉」に関する講座や体験事業を地域や企業、学校と一体となって推進します。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
① 小地域における福祉活動の推進	社協 地域	実施				
②ＮＰＯなどの育成・支援	行政	実施				
③若年層への福祉教育の推進	社協	実施				

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成３４年度（目標）
小地域における福祉活動	27 地区	35 地区

３－（２）－⑤みんなで守る地域医療
～住民一人ひとりが出来ることを着実に実践～

現状と課題

〇地域医療とは、病院や診療所などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、住民の健康を地域全体で支える医療体制のことです。疾病の予防や健康維持・増進のための活動なども含まれており、私たちが生活していくうえで不可欠なものです。

〇医師不足や医師偏在により、全国各地で地域医療が崩壊の危機に直面しています。その要因としては医療技術の高度化に伴い、医療の細分化・専門化が進んだことや、平成１６年度に導入された「新医師臨床研修医制度」によって医師が都市部に集中したこと、コンビニ受診や重複受診などの自分本位な受診により医師の負担が増大していることや地域の連帯意識が希薄化していること等が考えられます。

〇地域医療を守り支えていくためには、日頃から住民一人ひとりが適正な受診に努めることはもとより、疾病予防や健康維持に関心を持ち、適度な運動を行ったり、定期的に健診（検診）を受けたりするなど、出来ることを着実に実践し、限りある医療資源を大切にすることが重要です。

取り組み方針

○市民、医療機関、行政などが連携を図り、地域医療を守り支えるためのリーダー育成に取り組むとともに、地域医療を守るための市民への啓発活動を展開します。

取り組み内容

①地域医療を守り支えるためのリーダー育成

・「日向市の地域医療を考える会」の活動内容を充実し、地域医療を守り支えるリーダーの育成に継続して取り組みます。

②市民への啓発活動

・講演会やシンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成配布など、地域医療を守るための市民への啓発活動に取り組みます。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①地域医療を守り支えるためのリーダー育成	行政	実施 →				
②市民への啓発活動	行政	実施 →				

３－（２）－⑥ふれあい交流の場の拡大
～笑顔の輪を広げよう～

現状と課題

○高齢化率が３０．０１％（平成３０年１月１日現在）になり、超高齢社会となっています。また、核家族化が進むにつれ、高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らしが増えています。
○いつ高齢者の「孤立死」が起こっても不思議でない状況が広がっています。
○子育て中の人が悩んでも、地域とのつながりが薄くて気軽に相談できる人がそばにいない場合がほとんどで、それが子どもへの虐待につながるという最悪の事態も生じています
○高齢者がより身近に集まれる場所や、子育て中の親が交流できる場所がほしいという意見があります。また、世代間を超えた交流も求められており、地域の中で交流の仕掛けづくりが行われているところもあります。

取り組み方針

○住み慣れた地域で、高齢者や子育て中の親など住民同士が気軽に集まり、世代を超えた交流の中からつながりを広げられるような場を作り、お互いが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

取り組み内容

① 「ふれあいいきいきサロン」と「子育てサロン」の推進
・高齢者の孤独感の解消や外出のきっかけづくりとして「ふれあいいきいきサロン※1」や、子育て中の親子の閉じこもり防止や地域住民との交流を通じて育児支援となる「子育てサロン」を実施・推進します。また、「ふれあいいきいきサロン」「子育てサロン」のボランティアとして地域住民が関わっていくことにより地域住民同士のつながりがより一層深まります。
② 誰でも立ち寄れる「あずまや的」場所の創設
・空家などを利用し、地域住民がいつでも誰でも立ち寄れる場所を作ります。気軽に行ける場に地域住民が集まることにより、つながりが広がります。

※１　**ふれあいいきいきサロン：**レクリエーションや会食などを通じて、高齢者の孤立感の解消や要介護状態になることを予防する活動、また地域のボランティアが関わることで地域の福祉力が向上することを目的にしている。各地域独自の活動が展開されている

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①「ふれあいいきいきサロン」と「子育てサロン」の推進	社協 ＮＰＯ	実施				
②「あずまや的」場所の創設	地域	協議	・検討	実施		

目標値

	平成 28 年度（現状）	平成３４年度（目標）
ふれあいいきいきサロン	61 カ所	91 カ所

３－（２）－⑦就労相談の充実で雇用創出・雇用促進
～働く・生きがいづくり～

現状と課題

○本市の雇用環境については、平成２９年４月における日向公共職業安定所管内の有効求人倍率が１．０８倍と上昇していますが、宮崎県内の平均１．３８倍と比べると低い水準にあります。
○近年、技術職や専門職の都市圏への集中などで、建設分野や介護現場での人材不足が顕著になっており、地元での人材確保と育成が急務となっています。
○平成２９年３月に卒業した高校生の県内就職率は県全体で５５．８％、都道府県別で４６位となっています。地元定着率の向上に加え、若者が一度日向市を離れてもふたたび戻って働く事ができるような雇用環境づくりが課題となっています。
○障がいのある人の雇用では、平成２８年度（６月１日）現在の日向公共職業安定所管内の民間企業（５０人以上規模の企業）における障がい者雇用数が１８８名（実雇用率２．４５％）であり、その雇用率が法定雇用率２．０％を上回っているものの、雇用率達成企業割合が７５．０％となっており、障がい者法定雇用率未達成の企業に対する啓発と雇用促進を進めることが必要です。
○求職・求人においては、個人の能力、生活の都合にあった柔軟な仕事を求める求職者が増えています。そのため就職に結びついてもすぐに離職し、結果的に失業が発生するなど求職者側と求人側の意向が一致しない雇用のミスマッチが発生しています。
○就労形態の変化、社会環境の変化などにより、就職困難となる事例も発生しています。
○高齢者の雇用では、働く意欲はあるものの退職後の再就職先が見つからないという人が少なくありません。

取り組み方針

○労働者が多くの知識や技術を身につけ、生きがいを感じながら安心して働いていけるように、雇用の場の確保と合わせて雇用のミスマッチをなくし、就業しやすい環境を整えていきます。

取り組み内容

①雇用の創出と確保

・新規企業の立地や既存産業の活性化による新たな雇用機会の創出を図ります。
・日向市独自の産業支援コーディネーターによる、継続した中小企業支援の推進を図ります。

・小学校から高等学校までの各段階に合わせた「よのなか教室」を核としたキャリア教育支援事業の充実を図り、就業意欲の向上に努めます。
・関係機関と連携し、高齢者、障がいのある人、新規学卒者などの状況に応じた雇用対策を推進します。
・就労に関する情報を積極的に提供します。
・「Ｕ・Ｉ・Ｊターン」対策の推進を図ります。

②就業能力の向上
・市民が意欲を持って就労できるよう研修や職業訓練のための支援を行います。
・障がいのある人に対する就労を促進するための研修や職業訓練を行います。
・特に優秀な技能・技術をもった人を顕彰し、その技術を次の世代に継承できるよう努めます。

③労働条件の向上及び労働福祉の充実
・労働条件の向上のための啓発や情報提供に努めます。
・労働者の生活の安定と向上のための支援に努めます。
・生活困窮者への就職支援など生活自立の支援を行えるような体制の整備を社会福祉協議会とともに検討します。

④離職者ゼロを目指した事業の充実
・介護により一時離職した方に対する資格取得助成制度を新設するなどサポート体制を充実させます。
・従事者不足が深刻な介護分野の人材を確保するため、介護分野を希望する方と介護事業所のマッチングを目的とした就職相談会を実施します。

今後の取り組み	実施主体	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
①雇用の創出と確保	事業者 行政	検討	・実施			
②就業能力の向上	市民 事業者 行政	検討	・実施			
③労働条件の向上及び労働福祉の充実	事業者 社協 行政	検討	・実施			
④離職者ゼロを目指した事業の充実	事業者 行政	検討	・実施			

第３次日向市地域福祉計画

発行日　平成３０年3月

発　行　日向市福祉課

〒８８３－８５５５

宮崎県日向市本町１０番５号

電　話　０９８２－５２－２１１１

ＦＡＸ　０９８２－５４－４３５０